

令和4年決算特別委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和4年10月20日（木）午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	川窪 幸治 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	久木田 大和 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	塩井川 公子 君
委員	平原 志保 君	委員	木野田 誠 君
委員	有村 隆志 君	委員	池田 綱雄 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	植山 太介 君	議員	竹下 智行 君
議員	宮田 竜二 君	議員	前島 広紀 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	小倉 正実 君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼 新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	有村 和浩 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	生活福祉課長	鎌田 富美代 君
子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田 久志 君	長寿・障害福祉課長	山口 清行 君
こども・くらし相談センター所長	野崎 勇一 君	牧園保育園長	鮫島 政昭 君
保険年金課長	宮永 幸一 君	健康増進課長	小松 弘明 君
すこやか保健センター所長	島木 真利子 君	こども発達サポートセンター所長	重留 真美 君
子育て支援課課長補佐	村岡 新一 君	保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君
生活福祉課主幹	岡留 博 君	生活福祉課主幹	富田 正人 君
子育て支援課主幹	小橋 朋彦 君	こどもセンター副所長	齊藤 学 君
長寿・障害福祉課主幹	木原 浩二 君	長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君
こども・くらし相談センター主幹	大窪 修三 君	保険年金課主幹	中村 和仁 君
保険年金課主幹	木藤 正彦 君	健康増進課主幹	上小園 貴子 君
健康増進課主幹	梶 敏行 君	健康増進課主幹	福田 智和 君
すこやか保健センター副所長	中村 真理子 君	すこやか保健センター副所長	富吉 有香 君
すこやか保健センターグループ長	野添 可奈子 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	山口 由美 君
こども発達サポートセンター所長	重留 真美 君	生活福祉課保護第1グループ長	稲留 幸一郎 君
長寿・障害福祉課障害福祉グループ長	緒方 美由紀 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理G長	大浦 好一郎 君
保険年金課国民年金グループ長	櫻井 美穂 君	こども・くらし相談センターグループ長	南郷 正輝 君
保健福祉政策課政策Gサブリーダー	宮原 健介 君	子育て支援課保育・幼稚園Gサブリーダー	竹内 和義 君
こども・くらし相談センター相談・支援Gサブリーダー	松下 俊一 君	長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー	入來 克浩 君
長寿・障害福祉課障害福祉Gサブリーダー	石原 智秋 君	長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	有馬 要子 君
長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	下津曲 聡子 君	健康増進課市立病院管理Gサブリーダー	吉永 容一 君
新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策Gサブリーダー	大田 秋美 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策Gサブリーダー	安田 一騎 君
子育て支援課子ども・子育てグループ主査	吉村 祐樹 君	保険年金課国民健康保険グループ主査	前田 佳菜子 君
税務課長	吉永 利行 君	収納課長	萩元 隆彦 君

税務課主幹	有村 昭司 君	収納課主幹	尾辻 善尋 君
収納課収納第1グループ長	福元 啓太 君	収納課収納第3グループ長	安栖 大悟 君
収納課収納第2Gサブリーダー	福留 敏郎 君	収納課収納第2Gサブリーダー	和田 純孝 君
税務課市民税Gサブリーダー	禱 貴子 君		

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水迫 由貴 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第75号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第76号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第77号 令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第84号 令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について
 議案第85号 令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

8. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前 8時59分」

△ 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

それでは、決算特別委員会を開会します。本日は決算関係議案14件のうち、6件の審査を行います。早速、審査に入ります。まず、議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の決算概要について、説明いたします。令和3年度霧島市一般会計歳出決算におきまして、民生費は296億6,556万979円で、決算総額の41.26%を占めています。また、衛生費の48億2,298万4,958円のうち、保健福祉部関係の決算額は22億3,901万6,889円で決算総額の3.11%を占めています。諸支出金における保健福祉部関係の決算額は、病院事業費2億8,314万円で決算総額の0.39%を占めています。歳入の主なものとしましては、「分担金及び負担金のうち、保育料等の民生費負担金が1億2,406万3,403円」、「国庫支出金のうち生活保護費等の民生費国庫負担金が93億4,940万4,893円、子ども・子育て支援交付金や保育所等整備交付金等の民生費国庫補助金が48億7,380万8,351円」、「県支出金のうち障害者自立支援給付費や子どものための教育・保育給付費及び児童手当等の民生費県負担金が34億8,779万5,636円、重度心身障害者医療費や子ども・子育て支援交付金等の民生費県補助金が8億9,338万6,783円」です。次に、令和3年度に保健福祉部で取り組んだ主要事業について、第二次霧島市総合計画の「政策3ーやさしさー誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」の施策ごとに説明いたします。健康づくりの推進と医療体制の充実におきましては、各医療機関や医師会等の協力の下、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に努めました。安心して子どもを産み育てられる環境の充実におきましては、乳幼児期の医療費の助成や、産婦健康診査等の助成を行うことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と産後支援の充実を図りました。住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進におきましては、霧島市すこやか支えあいプラン2021に基づき、高齢者の生きがいづくりや居住の安定確保、権利擁護に係る事業等の取組を行い、地域包括ケアシステムの充実を図りました。共生

社会実現に向けた障がい児（者）の支援におきましては、基幹相談支援センター運営において、障がいのある方への相談支援と困難な事例への相談支援体制の充実を図りました。社会保障制度の円滑な運営におきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金の納付及び、本市後期高齢者医療特別会計への繰出しにより、安定した制度運営と被保険者が安心して医療を受けられる体制の確立を図りました。以上で保健福祉部の総括説明を終わります。詳細につきましては、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

それでは、保健福祉政策課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の45ページをお開きください。住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進における民生委員活動支援事業では、地域住民の生活状態の把握や生活に関する各種相談に応じた助言・援助等に日々取り組まれている民生委員・児童委員の活動を支援するため、合併前の旧市町単位で組織する各地区の民生委員児童委員協議会の連合会組織となる霧島市民生委員児童委員協議会連合会の事務局を担い、各種会議の開催や連絡調整等を行うとともに、活動支援として運営補助金を交付することにより、地域における支えあいの推進を図りました。次に、社会福祉法人の設立認可等事務及び指導監査の実施では、定款変更認可6件等の処理を行い、適正な法人運営の確保を図りました。続きまして、本年4月から民間に移管した養護老人ホーム関係について、保健福祉政策課より説明いたします。46ページをお開きください。養護老人ホーム横川長安寮における移管前の令和4年3月31日時点の入所者の状況は、定員60人に対し、男性10人、女性11人の計21人で、平均年齢は80.9歳でした。養護老人ホームの管理運営に当たっては、入所者の処遇に関する会議での検討や各種行事の開催等を通して、入所者が、毎日を家庭的で温かい雰囲気と衛生的で住みよい環境のもと、明るく楽しく、生きがいを感じて生活できるよう努めたところです。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

続きまして、生活福祉課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の47ページをお開きください。生活保護受給者数は、全国的にはほぼ横ばい（微減）で推移しているものの、本市においては依然として増加傾向にあります。令和3年3月の生活保護受給者は、1,511世帯、1,968人でしたが、令和4年同月では、1,557世帯、1,990人となっています。受給者の類型別世帯数では、高齢者世帯が全体の5割超と、最も多くなっています。また、保護率は、令和2年度が15.68%であったのに対し、令和3年度は16.08%となりましたが、全国の16.3%、県の18.7%よりは低い数値となっています。令和3年度中の生活保護世帯の開始及び廃止の状況につきましては、保護開始が242件、保護廃止が211件となっており、被保護世帯の自立助長を図りながら、制度の適切な運営・実施に努めたところです。今後も、生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ってまいります。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の49ページをお開きください。こども館管理運営事業では、子育て世帯が親子で利用することができるこども館、愛称「すかいぴあ」を開館し、子育て環境の充実を図りました。保育所等整備事業では、宮内認定こども園、こどもの城 クローバー及び認定こども園 さくらの増改築を行い、子育て環境の充実に努めました。なお、宮内認定こども園及びこどもの城 クローバーは2年計画の2年目、認定こども園 さくらは2年計画の1年目に当たります。51ページ、保育料徴収事務では、令和3年度の保育料現年度徴収率が98.05%で前年度比0.46ポイント低下し、過年度徴収率が23.14%で前年度比1.60ポイント向上しました。また、現年度と過年度の収納未済額から不納欠損額26万1,520円を差

し引いた次年度繰越滞納額は、1,640万6,690円となりました。引き続き、収納率の向上に努めてまいります。52ページ、子育て支援センター管理運営事業では、地域子育て支援拠点事業を10か所で実施し、子育て世帯の交流の場を作るとともに、子育てに関する相談や援助、情報の提供等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めました。放課後児童健全育成事業では、52か所の放課後児童クラブへ運営補助を行い、児童が放課後に安心して過ごせる場を提供することで、保護者が安心して働ける環境づくりに努めました。53ページ、子育て一時預かり支援事業では、子育て中の親が、仕事やリフレッシュ等のために、一時的に保育が必要となった児童を預かるキッズパークきりしまに対する支援を行いました。なお、キッズパークきりしまの利用者は延べ5,373人でした。子ども医療費助成事業では、乳幼児期の医療費を助成し、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促すことで、子どもの健全育成に努めました。また、小中学生の医療費の助成を行うとともに、市民税非課税世帯の保険診療に係る自己負担金の医療機関等における窓口無償化の対象者を18歳到達後最初の3月31日まで拡充し、子育てに関する親の経済的負担の軽減を図りました。なお、医療費助成を行った人数は延べ8万4,412人でした。児童扶養手当支給事業では、延べ17,683件支給し、母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図りました。54ページ、児童手当支給事業では、延べ19万2,863件支給し、子ども一人ひとりの育ちを支援しました。ひとり親家庭医療費助成事業では、ひとり親世帯を対象に親と子どもの医療費を助成することで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図りました。各事業の新型コロナウイルス感染症対策分では、児童福祉施設等において感染防止対策の徹底を図るため、必要な備品の購入等を補助することで、各事業の継続的な実施を支援しました。56ページ、子どものための教育・保育給付事業では、93か所の保育所等に運営費を給付することで、延べ5万8,051人の子どもを保育し、その健やかな成長のための環境の確保に努めました。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、特別給付金を支給することで生活の支援を行いました。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○牧園保育園長（鮫島政昭君）

続きまして、公立保育園関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の61ページをお開きください。公立保育園4園全体の令和4年3月1日現在の入所状況は、定数220人に対して、入所児童数78人で、入所率35.5%となっています。令和3年度中の具体的措置としましては、保育目標として掲げている「明るく素直な子ども」「仲良く思いやりのある子ども」「自分で考えて行動できる子ども」の育成を図るため、保育士の確保、各種研修会等への派遣を行うとともに、児童が健康で伸び伸びと育つ環境を確保するため、施設・設備の修繕整備を行いました。以上で、公立保育園関係の説明を終わります。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の57～59ページをお開きください。障がい者福祉に関して、令和4年3月31日現在の障害者手帳の保有状況は、身体障がい者5,666人、知的障がい者1,252人、精神障がい者1,075人となっています。主な事業といたしまして、障がい者の社会参加や福祉の増進を図るための自立支援給付事業、障がい児の療育等を図るための障害児通所給付事業、障がい者の地域での生活を支えるための地域生活支援事業、障がい者及び保護者等の経済的負担軽減を図るための重度心身障害者医療費助成事業、福祉手当等給付事業、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業、成年後見センターの運営及び成年後見制度の普及・利用促進を図るための成年後見センター運営事業に取り組みました。59ページ、高齢者福祉に関して、長寿を祝福し、敬老の意を表すための長寿祝金については、88歳715人、95歳241人、100歳60人、合計1,016人の方々に支給しました。なお、年度内に100歳に到達され

る方と最高齢者には、お祝状も併せて贈呈しています。高齢者等の健康の維持・増進等を目的とするいきいきチケット支給事業につきましては、はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券の利用が4万2,296枚、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券の利用が99万8,635枚でした。このほか、家族や住居の状況などの環境上や経済上の理由から、養護老人ホーム等への措置を行う老人福祉施設入所等事業などを実施し、地域包括ケア体制の充実・強化に努めました。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の60ページをお開きください。家庭児童相談事業では、子育てに関する相談や児童虐待及びDV等の防止に対応するため、相談員を配置し、相談・支援活動を行い、1,880件の相談がありました。生活困窮者自立支援事業では、生活に困窮する市民からの相談に対応するため、相談員を配置し、相談・支援活動を行い、423件の新規相談があり、住居確保給付金に18人、生活困窮者自立支援金に26人の新規受給者がありました。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

○保険年金課長（宮永幸一君）

続きまして、保険年金課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の62ページをお開きください。国民年金の現状につきまして、令和4年3月31日現在における被保険者数は、第1号被保険者、任意加入被保険者及び第3号被保険者を合わせて1万9,779人となっています。年金受給者数は、老齢年金、その他の年金を含め3万6,974人で、受給総額は254億7,015万2,350円となっています。国民年金業務における具体的措置及び成果としましては、被保険者の資格取得や資格喪失など2,650件の異動処理を行いました。また、保険料の納付勧奨や免除申請等の適正化に関しましては、口座振替などの推進を図ったほか、失業やコロナ禍などにより保険料の納付が困難な方に対して免除制度の説明を行うとともに、申請の受付などにより未納者の増加防止に努めました。そのほか、年金生活者の支援として、令和元年10月から制度が開始された年金生活者支援給付金の案内及び受付を行いました。さらに、広報活動として、市の広報誌やホームページを通じて国民年金制度の周知を図りました。63ページ、後期高齢者医療福祉では、後期高齢者医療制度の保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合に対して、共通経費や療養給付費に係る負担金を納付するとともに、本市の後期高齢者医療特別会計に対して、低所得者等の保険料軽減のための経費や事務費に係る経費を繰出し、安定した制度運営に努めました。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（小松弘明君）

続きまして、健康増進課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の64ページをお開きください。発達相談事業では、発達に不安のある子どもや保護者に対する相談窓口である、霧島市こども発達サポートセンターあゆみにおいて、臨床心理士や保健師による発達相談・検査等を実施しました。発達支援教室事業では、発達に不安のある子どもやその保護者に対する親子教室を開催し、発達障害啓発事業では、市民の皆様や支援者の方々に発達障害を正しく理解していただくために、発達に関する学習会を延べ14回開催しました。65ページ、感染症予防事業では、霧島市内の医療機関における新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぎ、市民が適切な医療サービスを受けられる環境を確保するため、行政検査の対象とならない無症状の新規入院患者にPCR検査を実施した医療機関に対して検査費用を補助したことにより、医療機関内での集団感染防止につながりました。結核予防事業では、結核の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に結核検診を実施しました。9,348人が受診し、結核の早期発見・予防に努めました。予防接種事業では、予防接

種法に基づく各種予防接種を実施しました。各医療機関や医師会等の協力を得て、予防接種による疾病の発生及びまん延の予防に努めました。66ページ、母子保健事業では、専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦を支える体制を推進するとともに、市民の皆様身近な健診・相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めました。67ページ、特定不妊治療費助成事業では、令和3年1月1日から対象者に事実婚の夫婦を加え、所得制限の撤廃など助成対象条件を拡充したことにより、不妊に悩む夫婦の精神的及び経済的支援につながりました。健康増進事業では、健康増進法に基づき、健康診査や各種がん検診、健康教育及び健康相談等を実施し、疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病の予防に努め、市民の皆様の健康の保持増進を図りました。68ページ、地域医療対策事業では、始良地区医師会の協力のもと、医師会会員の医師の輪番体制により、霧島市立医師会医療センターの施設内で小児科・内科の365日の夜間救急診療事業を実施したことにより、夜間に応急の医療を必要とする市内外住民2,211人に対し診療を行いました。健康づくり推進事業では、健康運動普及推進員活動の貯筋運動の普及を通して、日常生活で運動習慣を取り入れることの重要性及びフレイル予防について周知を図りました。また、健康きりしま21(第4次)策定に伴う市民アンケートを実施し、次期計画策定準備が完了しました。69ページ、地域自殺対策緊急強化事業では、自殺対策基本法に基づき、市民の自殺予防の推進に努め、心の健康維持のためのセルフケアの知識や実践方法、困った時の相談先等の周知を行いました。なお、窓口対応の庁舎内関係者40人に対しゲートキーパー研修会を開催し、自殺対策に関わる人材の育成を図りました。食育健康推進事業では、健康きりしま21(第3次)の健康づくり分野の栄養・食生活改善と食育推進(食育推進計画第3次)に基づき、市民の皆様が健全な食生活を実践するための各種取組を実施し、食育推進を図りました。70ページ、病院事業では、一般会計から病院事業会計への負担金を支出し、始良伊佐保健医療圏の基幹病院である霧島市立医師会医療センターの経営の安定化を図りました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長(有村和浩君)

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策課関係について、説明いたします。決算に係る主要な施策の成果の65ページをお開きください。予防接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築し、予防接種法に基づく臨時の予防接種を実施しました。各医療機関や医師会等の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、まん延の防止に努めました。これで、議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(川窪幸治君)

ただいま、執行部の説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思いますが、保健福祉部関係のボリュームがかなりあるので、少し分けて、質問のほうをしていただければと思うんですけども、どうでしょうか。

[「はい」という声あり]

まず、総括と保健福祉政策課について質問のほうをお願いいたします。質問はありませんか。

○委員(藤田直仁君)

保健福祉政策課のほうにお伺いをします。施策の成果の45ページの民生委員の活動についてですけども、この民生委員の活動が、民生委員のほうで相談会というか相談を受けられているかと思うんですけども、月どれぐらい活動されているのかということと、年間を通じてどれぐらい相談件数があったのかということについてお示しをいただければと思います。

○保健福祉政策課長(川畑信司君)

毎年、県に報告する福祉局行政報告例によりますと、令和3年度1万1,472件の相談支援件数でありました。分野ごとに説明いたしますと、高齢者に関することが7,333件、障がい者に関することが624件、子供に関することが1,725件、その他が1,790件となっております。内容につきましては、健康、保健、医療、在宅福祉、子供の教育など、様々な相談に乗っておられます。事例を申しますと、生活困窮者からの相談では、生活福祉課や社会福祉協議会の緊急小口資金の案内などを行って生活困窮者の支援なども行っていただいているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

民生委員のことで、令和3年度の定数はどうだったのでしょうか。満たしてらっしゃったのでしょうか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

霧島市内の民生委員の定数は286名でございます。そのうち、欠員が3名ございました。内訳を申しますと、国分が1名、隼人が1名、溝辺が1名の3名が欠員の状態でございました。これは10月1日現在の数字になります。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

令和3年度末では定数286に対しまして284の民生委員数となっております、欠員が国分地区と隼人地区となっております。

○委員（鈴木てるみ君）

欠員の地域は、ほかの民生委員さんがカバーしてらっしゃるんですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

近隣の民生委員で協力しながら、活動していただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

民生委員の関係が出たわけですが、今年は補助金支出額が、3,918万2,219円と、昨年からいきますと、大体170万円プラスになってますね。これはある意味、それだけ、活動をされたという反映なのかというふうに思うんですが、1市6町の補助金はどのような状況なのか、お示しいただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

市の補助金の全体的な額は把握しておりますけども、1市6町の額については、また後ほど金額を申し上げます【15ページに答弁あり】。

○委員（藤田直仁君）

先ほどの鈴木委員の関連でお聞きしたいんですが、以前、私も民生委員を1期だけですけど、勤めたことがあるんですが、当時から、民生委員のほうに高齢化が進んで、制度もちょっと一部変えたようなところ、要するに、年齢の引上げと言うんですか、高齢者が高齢者を見ているような、現状が確かにあったもんですから、今先ほど欠員もあつたんですけど、近年欠員がずっと出ているのか、そこに以外に民生委員からの相談というのは何かないのでしょうか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほど欠員を申しあげましたけれども、欠員は随時、入れ替わりで体調不良とか、家庭の事情とかで、入れ替わり入れ替わりで、そこの地区が3年間ゼロというような期間はほとんどないというような状況でございます。それと民生委員からの相談は、1市6町ごと、各総合支所、本庁、国分地区の相談については、私ども保健福祉政策課で、各種相談を受けて、アドバイスを言いながら、各保健福祉部内の各課に案内を出したりしているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

それから私がやったときが、1人で百何件、受け持ちがあつたんですよ。その平均というか、1

人当たりの担当というか、見る方の人数というのは、どのようなふうにならなっているのでしょうか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

これは厚生労働省の通知が出ておまして、人口10万人以上の市につきましては、170から360までの間のいずれかの数の世帯を、民生委員、児童委員1人で担当するというふうに通通知が出ております。

○委員（久木田大和君）

総括のほうで、令和3年度中のコロナの影響で保健福祉関係の費用について、例年と比べてどれぐらい変化があったのか、影響があったのかについて、教えていただければと思います。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

保健福祉部の民生費につきましては、前年度決算より42億円程度ふえております。主な要因を申し上げます。これは保健福祉政策課が担当しております住民税非課税世帯臨時特別給付金。1世帯当たり10万円を困窮世帯に支給している事業でございますが、これが約17億1,000万円。それと子育て支援課の担当になりますけれども、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、これが19億6,000万円増額になっております。衛生費もふえているんですけれども、衛生費の増えた要因としましては、予防接種事業、こちらが7億9,400万円増。これら全て新型コロナウイルス関連の事業によりまして、増額している事業でございます。

○委員（藤田直仁君）

もう一つ関連で、先ほど高齢化が進んでるって言ったんですが、民生委員自体の高齢化が進んでいると言ったんですけど、これ平均年齢とかいうのがわかりますか。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

令和3年12月1日時点での年齢になりますけれども、平均で69歳となっています。

○委員（久木田大和君）

施策の成果の45ページの下の方のほうの社会福祉法人の施設認可等の関係で、法人指導監査を8法人に行ったということですが、こちらの法人のほうの監査については、適切であったのかどうかというところが1点と、あと、定款変更の認可は6件ということですが、定款を変更するときは中身の変更で、どういった変更が社会福祉法人の中で行われたのかというのを、結果というかどうかというところが行われたのかについてお示しください。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

指導につきましては、令和3年度中に行ったものの中で、特にこの大きな問題があるようなものはございませんで、軽微なものとしましては、定款をホームページに最新のものを掲載していないですとか、あるいは会議録の作成の仕方について少し不備があったとかということでありまして、それにつきましては文書にて改善の報告をいただいております。それから、定款変更の内容ですけれども、令和3年度中にあった定款変更の内容としましては、事業の追加ですとか、それから役員の数の変更、それから資産の追加、そういったものを、定款変更として行っております。

○委員（久木田大和君）

定款変更の中の事業の変更というところは、社会福祉法人の中で、新たに事業は、コロナの影響で始めるような形になったのか、単に業務が増えることになって変更になったとかってところの理由はいかがでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

今ちょっと手元に細かい資料を持ち合わせておりませんが、特にそのコロナということではなくて、その法人の中で新たな事業というふうな、事業の追加だったというふうには認識しております。

○委員（前川原正人君）

先ほど政策課のほうで、令和3年度中に口述の2ページの中で、横川長安寮、老人ホームを民営化したということで、これは企画部の中でもそういう報告があるわけですが、3年度中の実績として、今回、成果としては出てます。今度はそのことの検証という点では、どうなんですか。民営化をしました。はい、終わりました。もうあとは関係ないじゃなくて、やはり、福祉施設という点では、行政がやはり介入するわけですが、行政がある一定程度は、面倒見るといのはおかしいですけど、検証していくというのは当然必要だということなんですが、その辺についてはまだ、まだやったばかりというのがありますけれど、その辺についてはどうなんですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

横川長安寮につきましては、今年度から民営化を実施しております。それでつい先日、入所者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の全ての項目において、「以前よりよくなった」「以前と変わらない」が、大半を占めているような状況でございました。民営化の移行作業につきましては、この法人は平成30年度に民営化をされた養護老人ホームであります。春光園の民営化に携わった経験から、支障なく移行ができたものと考えているところでございます。また、当該法人は、本市を中心に、県内外で、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険サービスを総合的に提供しておられまして、多くのノウハウを蓄積していることから、入所者に係る処遇の向上が図られまして、当法人が運営する他事業所との連携によりまして、身体状況の変化に、適時適切に対応した処遇を提供することができているものと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

中身というか今までの、公営でやっている当時の内容と、やはりほとんど変更なくそのまま推移をしているという、そういう理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

運営の方法等含めて、ほとんど変わってないと認識しているところでございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、総括及び保健福祉政策課についての質疑を終わります。次に、生活福祉課について質疑を始めます。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

生活保護について、47ページの開始理由の内訳の中で、多くを占めるのが、預貯金の減少、喪失となってくると思います。こちらに関して、内容的にどういったものなのか、特殊詐欺とかなんかそういうのもあったりするのかなと想像したりしてるんですけども、主な要因を教えていただければと思います。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

預貯金の減少、喪失による開始についてですが、特別な何かがあるというのではなく、その方たちが、今まで貯金をもとに生活してらっしゃったものが少しずつ少なくなっていくって、生活に困窮するという状況になり、生活をしている方たちをここに分類しています。

○委員（野村和人君）

その他、コロナによる影響があったと思われる事例があったのか教えてください。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

保護申請書のほうに、コロナの影響を受けたと書かれていた方に関しましては、9件ほどございました。

○委員（木野田誠君）

口述の中に保護廃止が211件というふうにあるんですが、自立助長を図りながら受けながら生活保護をやめていかれる人もいると思うんですが、ここの211名に関しては、自主的に生活保護制度から抜け出していく人、それから、強制的っておかしいですけども、お宅は制度に該当しませんというような行政からの指導でやめていく人あるかと思います。この辺の割合とか、その211人の内容はどういう形になってますか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

廃止理由につきましては、施策の成果48ページに内訳は書いてありますが、自立をもとにという方に限って言いますと、働きによる収入の増加取得、仕送りの増加など、あと社会保障給付金の増加などで生活がうまくできるようになったという方たちが、自立助長に当たっているのかなと考えております。

○委員（木野田誠君）

ちょっと変な言い方になりますけれども、ほかの補助金が増えたからやめるっていうような今話でした。もう、こういう制度から生活保護の制度から自発的にやめるというような、逆に言えば、自立助長を促したところの成果っていうのは、この211の中には、どうなんですか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

211件の中で辞退届をいただいたのが10件ございます。本人のほうから辞退届をいただきまして、こちらのほうで検討して、廃止に至ったのが10件ほどございます。

○委員（平原志保君）

今の関連なんですけれども、この辞退届を出された方が10件ということだったんですが、先日も、生活保護を廃止したいという相談を受けて、相談に行ったんですけれども、なかなか外してもらえないというような、逆に相談を受けたところで、そちらに伺ったところでした。そして聴きましたら、手続きをやっていけばできるわけなんですけれども、やめたいという方も中にはいらっしゃる、自立したいというような思いの強い方たちもいると思うんですけれども、やはり仕事が決まってから廃止というのにはなと思うんですが、そこまででの相談っていうんですかね。そういったのを積極的にやる回数というか、令和3年度で廃止のために、生活保護をやめるための面談とか、そういうものというのは、あえて数というのはつくってやってらっしゃったりするんでしょうか。現状維持で生活保護をもらっているのではなくて、やめるための面談とか、就職につながるようなことってのはもちろんされてると思うんですけれども、その中でも若かったり、ちょっと意欲的な方とかにも、そういった、やめていくための面談等を行っているのかなと。ちょっと今回この相談を受けたときに、そういうものが余り姿が見えなかったものですので、生活保護をもらってしまうと、もうそのまま固定というような、ちょっとイメージがついてしまったものですので、確認なんですけれども。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

生活保護の辞退の申出が、まず担当のケースワーカーに相談があるかと思うんですけれども、その際に、何が原因で辞退をしたいのかというのを聴き取りはいたします。就労ができましたということで、辞退を申し入れる方もいらっしゃるのですが、まず、収入が入るまで、一、二か月かかりますので、その間は様子を見てはどうですか。すぐすぐでなくていいのではないですかというお話をしたり、また、人によっては、また仕事をやめてしまうのではないかということもありますので、その間は停止を検討したりもしております。停止であると、万が一、やめてしまった場合に、手続きが少し簡素化されますので、そういった方法をとっています。仕事が決まってすぐやめたいと言われてもこちら、生活はどうするんですかということで、本人が何とかなるということでおっしゃ

るんですが、そこが確実性がないもので、辞退があった場合、どうしても廃止を検討する際は、ケース検討会議というのを行っておりまして、そちらで廃止の検討をしているところです。

○委員（藤田直仁君）

私も関連なんですけど、先ほどから言われるように生活保護受給者を救済することが大事なんですけれども、なお、さらに言えば今言ったように、就労に向けて自立していくという道をつくってあげるのが1番だと思うんですが、先ほど、自らと言ったのが10件って言ったんですけど、この4番の働きによる収入の増加取得っていうのが40件がそれに該当するのかなと思ったんですけど、これ、自らが10件で、あと残りの30件程度はもう、自らじゃなくて、その制度の対象にならなくなったから残り30件あるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

国の定めた最低基準がありまして、それを上回るような収入があれば、そういう辞退届とかそういうのももらわずに、こちらのほうで廃止をすることができますのでそのようなことになります。

○委員（藤田直仁君）

それから口述に、日常的社会的自立ができるよう、関係機関と連携して書いてあるんですけど、この関係機関というか具体的にどういう機関のことを言ってるんでしょうか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

関係機関ですが、庁舎内の保健福祉部門はもちろんのこと、就労に関しては、ハローワークとの連携でありましたり、また、障がい者の方たちについては、支援の事業者とか、あと高齢者の方たちは、介護保険の事業所と連携をとっております。特に、生活福祉課としましては、こども・くらし相談センターと連携をとって、早めに対応ができるようにということで、子供の関係でありましたり、相談のことでありましてしているところです。また、すこやか保健センターなどと連携をとって、子供のことでありまして、妊産婦の関係であったりも相談をさせていただいてるところです。

○委員（前川原正人君）

生活保護はテレビ、新聞なんかでも言ってたんですけど、一つの判例が出て、下げられたことが、生活保護を下げられたことはこれ違法だというのが、一つの例として出てきたわけですけど、そういうの影響というのは、これも訴訟を起こさないと、出てこないわけですけど、霧島市への影響という点ではどのようにお考えですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

鹿児島県でも3年ほど前だったでしょうか、やはり、そういう申立てがありまして、判断をされて、鹿児島県のほうは特に違法とか、そこまではなっていないのですが、やはり、国の基準に基づいてやっている事業でありますので、そちらの情報をきちんと早めに取り入れながら、進めていきたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

48ページの中で、保護費の返還決定額の状況が出ているわけですけど、例えば故意な部分と、知らなくて、申請しとけば保護基準以上にならなければ、それはオーケーな部分があるわけですけど、例えば、逆な言い方をすると、知らなかったと。そういうことだったんだということも中に入ってると思うんですけど、そういう状況というのはどうなんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

費用返還につきましては、開始の段階であったり、また途中途中でも収入申告の義務について指導しているところです。ただ、情報がきちんと行き届いていなくて、なかなか理解がされていないという場合もあります。そういった場合は、法第63条でしているのですが、悪質な場合、何度も、

収入申告の必要性をこちらから言っていない、申告していない。また、意図的に隠している場合、そういった場合につきましては、法第78条に分類されているところです。

○委員（前川原正人君）

逆に言うと、法第63条のほうの収入申告を知らなかったというのは、ほとんどなのかなという気がします。それはもうあくまでも性善説ですので、みんな悪いことはしないという前提の上での制度になってますので、疑えば幾らでも疑われるし、疑わなければ信用できるわけですけど、そこはそれでおいときます。もう一つは、廃止をした後に、行政として、後のケアというんですかね。ある一定程度、様子を見るというのはあったと思うんですけど、その辺の業務について、廃止後のケアというのは本市の場合はどのようにされていますか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

生活保護の停止と廃止と二通りありまして、どうしてもその収入が不安定でも辞退されたりとか、今は収入があるけれども今後ちょっと見通しがはっきりしない方につきまして、まず停止をかけまして、6か月間停止をして保護再開できるような対応をとっています。あと廃止につきましても、廃止の際にいつでも保護申請、相談できることの伝えましてそういう状況にありましたらすぐ申請してくださいということでお話をしているところです。

○委員（前川原正人君）

この事業というのは、やってる方たちも相当この精神的に苦労があるとは思いますが、しかし、やはりこれは憲法第25条に基づいた制度ですので、大いに活用をなささいとも言いにくい部分がありますけれど、やはり、最低限の文化的な生活を営む権利を有するわけですので、そのために努力をするというのは必要だと思います。そこでお聴きをしておきたいのは、要するに、一番の問題というのは、保護を受けている方たちもそうですけど、それに携わる職員の皆さん方の何ていうんでしょうね、気持ち的な部分だったりとか、勤務の状況だったりとか、人間が人間を助けていくという点はどこでも一緒なんですけれど、そういう部分というのは、大いにやはり職員の皆さん方も、ケアが必要ではないのかなと。精神疾患になったりすると元も子もないわけですので、そういう部分というのは、どのような配慮がされているわけですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

気遣いをありがとうございます。ケースワーカーの標準数が定められているのですが、少ない場合は、人事、行革等に相談をして、増やしていただくようにしているところです。また、ケースワーカーのフォローとして、S V、査察指導員がもちろん声かけをしたり、また、1人では対応ができない場合は2人以上で対応するように、1人で抱え込まないような状況をつくるように心がけてはいるところです。

○委員（久木田大和君）

この生活保護者の中で、高齢の方々も結構多い中で、認知症を持っておられたりとかする方々の部分ですね、こういったところの対応というか、それによって開始になったりですとか、あるいは、廃止の中でも、例えばほかの社会保障給付金等で廃止になる場合もあるかと思うんですけども、こちら辺のところは、現在、状況としてはどのようになっているのかについてお示してください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

認知症の方に対する対応ということ。よろしいでしょうか。まず、本人が、判断能力が低い場合、御家族がもしいらっしゃれば、御家族のほうから申請ももちろんできますので、こちらで対応しております。また、成年後見等も入っておりますのでそちらとも連携しながら、手続を進めているところです。

○委員（木野田誠君）

生活保護っていうと、我々は、議員になるまで、ここにある生活扶助の部分だけしか思ってなかったんですけども、議会に来させてもらって、いろんな下のほうの住宅扶助とか教育扶助とか、これもあるんだなあと一緒になるんだなというふうに、勉強させてもらったんですが、今この生活保護を受けている人は、補助別の支出状況、10番までありますけれども、大体、平均的に1番多いところの数でいうと、幾つぐらいの扶助を絡めて受けてらっしゃるか、わかりましたら教えてください。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

ただいまの御質問ですけどやはり子供さんがたくさんいらっしゃる場合は、保育所とか、そういうものも受けますので、あと、1番扶助が多くなってくる部分かと思えますけれども、これは1例ですけども、今、月の扶助費で、令和3年度中で1番もらわれた方で子供さんが十何名いらっしゃって、月々37万円ぐらいの扶助費を払っているという方が1番多いのではないかと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

生活保護の方の医療扶助というのが、17億7,000万円と非常に高額なんですけど、透析を受けられていらっしゃる方というのがいらっしゃれば人数を教えてください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

透析者の人数につきましては、後ほど調べましてお答えいたします【同ページに答弁あり】。透析につきましては、自立支援医療、障害のほうの制度を使っておりますので、生活保護のほうの医療扶助にはほとんど、関わってきていないと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

わかりました。それにしてもこの高額な医療費なんですけれども、以前私も一般質問で、生活保護の方の健康管理というかそういう質問したことがあったんですが、今いろいろ取組をされていらっしゃるんですが、何か成果的なものが上がったとすれば具体的に教えていただければと思います。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

健康管理支援事業につきましては、令和3年度から、保健師を1人生活福祉課に配置しまして取り組んでいるところです。まず、健診受診勧奨、医療機関受診勧奨、保健指導生活支援、頻回受診指導の四つの事業を行っております。これにつきましては、令和2年度までの健康受診のほうは9.9%だったのが、令和3年度は実績としまして18.6%まで受診率が上がりまして、前年度比8.7ポイントの上昇したところです。それと先ほどの透析の件数なんですけれども、令和元年度のデータで、糖尿病に起因する人工透析の被保護者の数としましては、32名の方が透析を受けていらっしゃいます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

今の答弁の中で、保健師によって、病院の受診等を進めることで受診率も向上したということが、令和3年度の実績であると考えております。ただ、その経過としまして、数字的なものはちょっとわかりませんが、受診することで、逆に医療費、病院にかかることで医療費が上がっている部分もあるのか、そこは増減がどうなのかという、細かいところはちょっとわかりませんが、そういうことをすることで、少なくとも、今まで、重症化してから病院に通われていた方が、早期で通うことになることになるというふうにつながつなげるものと考えておりますので、令和3年度の実績というよりは、今後を見据えた上では、そういうことをすることで、医療費が下がっていくものというふうに考えております。

○委員（平原志保君）

医療扶助のところで関連なんですけれども、医療費の生活保護をもらっていらっしゃる方の病院の通院の回数とか、特に制限とかはないと思うんですけども、本人にとっては無料ですから、普通

だったら、月1回通えばいいところを、私の知ってるケースでは、毎日通われてる方とかもいらっしやってですね、そういうところの病院側は、痛くもかゆくもありませんから、来るなどとは言いません。こちら側のほうから、そういう、医療のほうのアドバイスとか指導というものは、できてないのかなと思ったんですが、されることはないんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

医療の受診回数等につきましては、主治医の意見書で大体把握ができるところではあるのですが、頻回受診、ちょっと回数が多いのではないかという方たちにつきましては、病院と連携をとりまして、この改善に努めているところではあります。

○委員（平原志保君）

実際に改善はできているものですが、私が知っている限りはその頻回受診のケースでは、医師のほうもそこまで必要がないというような言葉まで取ってるのにもかかわらず、市役所のほうから何も言われてませんというふうな感じでその方がおっしゃってたんですね。そのときは手術をすれば、その痛みも消えるしそこもなくなるのに、それがいやなために毎日通っているというような、あと精神面ということで通ってらっしゃったんですけれども、その辺りどうでしょうか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

令和3年度から保健師を配置しましたので、そこの部分も、今後また具体的に取組まないといけない部分であるかと思うんですけど、令和3年度で、頻回受診指導、直接保護者のほうに行った件数としまして、21件直接指導しております。

○委員（木野田誠君）

この医療費は、1億7,700万円とまた突出して多いわけですけども、教えていただきたいと思うんですが、この医療費の扶助の中には、交通費も含んでるのかどうか。それから、1割・2割・3割の負担がありますけれども、その負担額で計算されているのか、満額で計算されてるのか教えてください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

医療扶助につきましては、先ほどおっしゃいましたように、移送費、病院までの通院費。タクシー代、バスの費用なども含まれております。また、基本的に、生活保護を受けていらっしゃる方は保険証がない方がほとんどでありますので、10割を医療扶助として対応しています。また、健康保険証を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。なので、その際は、3割分、自己負担の分をこちらの医療補助で見えています。

○委員（前川原正人君）

一時期、扶養照会のこと社会問題化されたことがあったんですね。霧島市の場合はどういう対応されていらっしゃいますか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

扶養照会に関しましては、昨年度大きな改正がありまして、扶養義務照会をしない取扱いというのが先般、令和3年3月の改正では具体的な内容、そのときの具体的な内容としましては、これまで扶養義務の直接照会を行わない取扱いが、20年音信不通というものが10年間に縮められました。その中でこちらもそれを遵守して扶養照会を行っておりまして、扶養照会も、実際は金銭的な照会だけではなくとしても精神的な照会ですね。結局入院したときに保証になったりとか、そういう意味もありますので、できるだけ本人の了承を得ながら、確認をとりながら照会を行っているところです。

○委員（前川原正人君）

昨年になりますけど、大体2月に通知が厚労省から出ているわけですね。扶養照会の在り方につ

いて、留意点はどうだよということは、事細かに書いてあるわけですよ。だから、扶養照会の文書がいて、その人がどこにいる、どこどこに存在しているということが、個人情報的な部分で問題があるということで社会問題化したというのも一つの背景があるわけですが、今おっしゃるには、保護自体はちゃんと憲法に基づいた申請をちゃんと遵守し、それで扶養照会については個人情報をちゃんと守りつつ、そして、支障のないようにというのはおかしいですけど、その申請者の利益につながるような、そういうやり方でやっているというそういう理解でよろしいですか。

○生活福祉課主幹（富田正人君）

扶養照会の有無にかかわらず、まずは保護の要否判定を最初にしまして、決定します。それから扶養照会につきましては、本人さんと話をしながらやっているという状況です。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、生活福祉課の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時34分」

○委員長（川窪幸治君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

先ほど前川原委員より質問のありました、民生委員の補助金に関する地区ごとの内訳ですけれども、まずこの補助金といいますのが市の各地区の民生委員児童委員協議会の連合会というのが市の全体の分がありまして、その分と、各地区の民児協に配分することがございます。まず、各地区に配分する。補助金の額の総額としましては、この決算額3,918万2,219円のうちの3,878万4,445円ありまして、各地区の内訳としましては、国分地区が1,364万6,175円。溝辺地区3,317万3,480円。横川地区277万7,570円。牧園地区435万5,615円。霧島地区264万2,290円です。隼人地区887万4,210円。福山地区331万5,105円。この計算方法につきましては民生委員1人当たりの個人割が12万9,700円掛ける定数、それから均等割、各地区に1地区当たり15万円。それから、訪問活動日数に応じて支払う訪問活動割というのがありますんでこれについてはちょっとばらばらでございます。以上のような内訳となっております。

○委員長（川窪幸治君）

それでは、子育て支援課のほうの審査をしたいと思います。質疑はありますか。

○委員（久木田大和君）

施策の成果の49ページこども館管理運営事業について、こども館の利用率は、令和3年度は想定と比べてどのようであったのかお示してください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こども館につきましては、開館前の状況で年間6万人という見込んでいたところでございます。昨年につきましては、7月16日開館ということで、1年間なかったわけですが、こちらの49ページに上げております屋内、屋外、合わせて5万4,410人の方に利用いただいております、大分、想定を上回る利用率と考えております。

○委員（平原志保君）

引き続きこども館なんですけれども、屋内屋外の利用者数が書いてあるんですが、県内県外、ていうか市内、市外で、人数というのはとってありますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こちらの利用状況で市内、市外、県内、県外かということでの把握ではございませんが、利用に当たりまして登録していただく形になります。登録者数の割合でいきますと、全部で登録者が4,221件【24ページに訂正発言あり】ありましたが、そのうち霧島市の分が2,395件、市外が1,589件となっております。

○委員（前川原正人君）

こども館、名前が「すかいぴあ」というふうに名称、名づけられたわけですがけれども、去年のこの決算書で見たときに、大体、年度途中からこれ始まっておりますので、一概に言えないんですけど総工費、いわゆる委託料から全部入れて、幾らかかったんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こども館管理運営事業といたしまして、総体で4,967万1,018円となっております。

○委員（前川原正人君）

昨年予算額が令和3年度の決算の成果書で見たときに、予算額が1億8,899万9,000円だったんですよ。決算額が1億8,384万212円ということで、1億8,000万円以上が投入されたわけですね。今まであった公共施設を活用して、そして、今回令和3年度の決算でエレベーターの改修をしたり、それから備品購入費をしたり、エルグに対して委託料を支払ったりとか、やられてるわけですよ。そういう全体の費用という点では、お幾らだったんですかということをお聞きしてるんです。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

確認をさせていただいてよろしいでしょうか。令和2年度以前の建物経費も含めて。令和3年度だけかかった経費でよろしいですか。先ほど課長が申しあげました数字に繰越金として8,000万円ございましたので、そのうち7,998万8,000円だったと記憶してるんですが確認をさせていただきたいと思います。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

今ありました繰越しの分ですが、これが屋外、屋内の遊具の整備に関しまして、7,999万9,700円となっております。

○委員（前川原正人君）

おっしゃった4,967万円自体をプラスすれば、今回の全体の総額というそういう理解でよろしいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

はい、そのような解釈でよろしいかと思えます。

○委員（前川原正人君）

もう1点はこども館のそのものに対して私たちは、私は反対をしているわけではなくて、大いに子供たちが安心して遊べる、そういう施設というのは当然必要だと思ってます。ただ場所の選定等がちょっといろいろ問題ありましたけれども、実際、今となってはもう出来たわけですよ。それをとやかくは言えない、言わないんですけど、1番の問題は、その当時、議論になりました、1人当たりのスペースがございましたよね、子供1人当たりに対する面積、これが大体基準では、1人当たりのスペースが大体2.5㎡必要であろうと。しかし、全体の面積から見たときに、あくまでも、数字上ですけど、それでも、当時は不足してたんだということを指摘してきた経緯がございます。そういう点で見たときに、1人当たりのスペースという点では、解消はされたんですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

1人当たりのスペースにつきましては、昨今のコロナ禍の影響もございまして、ある程度的人数が入ったら、次の方にはしばらく待っていただいて、予約制という形で、順次利用していただく

というような形で、今、やっております。

○委員（前川原正人君）

聴いているのは、コロナ禍であろうが、1人当たりのスペースはちゃんと満たしていますかってお聞きしているんです。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

こちらにつきましては、それぞれ部屋その基準となる2.5㎡、それを考えた上で設定しておりますので、そこは問題ないかと考えます。

○委員（前川原正人君）

当初は行政の側が、大体幾らですかって聴いたら1人当たり2.5㎡必要ですよっておっしゃったんですよ。でも、全体の面積でいくと、282㎡なので、その当時、多分だったと。それで全体で割ったときに、不足をするんだということでおっしゃったわけですね。だからその部分については、改善がやっぱり必要ではないんですかということ。私が今申しました全体面積というのは、ちょっと私も記憶の部分が定かではないところもあるんですけど、その基準面積でいったときにどうなのかということ、今お聞きをしているところです。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

個々の各部屋のほうにつきましては、それぞれその先ほどの基準となります2.5㎡という基準に、大体それぞれの部屋の利用人数というのを定めております。その範囲で運営をしておりますので、問題ないものと考えております。

○委員（前川原正人君）

当初の利用人数、6万人と。ただこれも、7月16日は年度途中から始まっているわけですよ。だからこれ、年度途中から始まったので考えていけば、目標の人数は達しているであろうというふうに理解をするんですが、これがいわゆる1年で換算したときに、どうなのかということ。そこは、3か月間のロスがありますので、その辺の計算上で見たときには、どうなんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

昨年7月16日に開館いたしまして、それからちょうど1年今年の7月ですね、15日までの状況で、全体で屋内、屋外合わせて7万4,120人の方の利用がございましたので、当初の目標、想定をクリアしてるかと考えています。

○委員（野村和人君）

先ほど平原委員のほうからありました登録者数等の関係で確認だけまずさせてください。来館者が5万4,410人に対して登録者数が4,221名ということは、平均12回来てらっしゃるという計算でよろしいですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

屋内の利用者につきましては、登録者数、実数を把握しておりますが、屋外につきましては、1時間おきに目視で、人数を数えて集計している関係で、正確に1人当たり平均12回というふう回数にはならないかと思えます。

○委員（野村和人君）

計算の考え方は、こういう考え方でよろしいということですね。確かにこの12がはっきりとした数字ではないけど、登録者数と来場者数の関連性はそういう考え方でよろしいということですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

屋外は登録が要らないので、屋内の人数割る登録者数で、回数が出ると思えます。

○委員（野村和人君）

はい、わかりました。ありがとうございます。それと、このこども館管理運営事業としまして、レストラン空調設備の入替を、674万3,000円支出されているんですけども、現状レストランは、日曜日営業されていないとお聞きしておりますが、このこども館運営事業なのでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

レストランにつきましては、こども館が始まる前から、同施設のほうで営業されております。直接こども館の運営とは関係はないんですが、実際、建物自体は今現在、子育て支援課のほうで管理するという形になっていまして、それに係る建物の敷設整備にかかります大きなものについては、行政側のほうで修繕と行うという契約になっておりまして、レストランの厨房、空調整備につきまして、今回、こちらのほうで整備を行ったところでございます。

○委員（野村和人君）

指定管理か何かでたしか違うところからということでお聞きしたことはあったんですけども、これの改善に向けての計画があるのか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

現在、直接、エルグに運営を委託しているところでございます。こちらが3年契約という形で、現在、委託を行っているんですが、その後、同施設を指定管理のほうに移行できるのかどうか、そういったことも含めて、今後また検討していくことになるかと思えます。

○委員（平原志保君）

決算資料2、資料2のほうの10ページです。ちょっと確認なんですけれども、こども館なんですけど時計塔が使えなくなっていたのが、確かにありました。モニュメントにしますという話も、前に伺ってたんですけども、私も何回か見には行ったんですけども、ちょっとどんなものかというやつが記憶なくて、これは結局5万9,400円と金額そんなに高くないんですが、撤去せずにモニュメントにしたわけですが、どんなものをつくられたのか。もし説明できればお願いします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

あちらにつきましては、当初、時計塔ということで整理がされたもので、実際その時計がもう動かない、機能していない状況にありました。そういったことから、時計部分をパネルで覆うといいますか、そういった形でモニュメントとしましては、例えば、運営事業者のほうで、そういった旗を立てたりとか、こいのぼりをつなげたりとか、そういった工夫を凝らしながら、活用されているところでございます。時計塔については、事業所のほうから寄贈されたものになっておりまして、市のほうで整備したものではありませんでした。

○委員（池田綱雄君）

同じく、こども館についてお尋ねしますが、49ページ、ここに、来館者数が載っておりますが、この平均人数、平日で165人と土日祝日614人とあります。これは、屋内と屋外を足した平均だろうと思います。そこで屋内の最高入館者、それから屋外の最高入館者は幾らだったのかお伺いします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こちらの49ページはこども館の中、外含めた平均になります。ちなみに、屋内だけの平日の平均が89名、土日が212名になります。1番多いときで平日で202人、土日で1番多いときで、388人となっております。

○委員（池田綱雄君）

私も、ああいうへんぴなところに、何で造るのかと、大反対をした一人ですけど、こんなにたくさん来館したんだなという、びっくり驚いているところでございます。そこで、最高入館者のときに、駐車場は間に合ったのかどうか、何か駐車場が足らんとかいろいろ議論もありましたけど、そこ辺はどうなんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

駐車場についてですが、やはり土曜日、日曜日、イベント等を開催された際に、かなりの利用者がおられました。その際は、既存の駐車場では不足があったものですから、こちらにつきましては、マイクロカットのほうに御相談いたしまして、マイクロカットの駐車場を臨時駐車場として利用させていただく形で、契約といいますか、協議をさせていただきまして、そういう形で対応しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

委託料として、3,700万円が支出をされるはされているわけですが、これはランニングコストという点でいったときに、年間大体どれぐらいの費用というふうに見込んでいらっしゃるんですか。どうしても、始まった年度は、いろんな今ここにありますように、備品購入だったりとか、そういうのはもう必要ですよ。今度は土地購入したりとか、そのための整備費は別として、今後、本当の純粋のランニングコストが大体どれぐらいかかるということで見込んでいらっしゃるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

現在、委託料のほうで、その運営事業者を支払いする委託料、それから各種保守それから庭園管理、委託を行っているので、この3年度実績のほうで3,700万円ほどあるわけですが、こちらが、この部分というのが通常これからも、同じように推移していくものと考えております。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

一部補足いたします。債務負担行為のほうで、3年間組んでおりますので、通常かかる経費としましては、8,834万7,600円という金額で、3年間の契約をしております、当該年度、単年度で2,944万9,200円というのが、最低限かかる経費となると考えております。

○委員（前川原正人君）

今の部分はランニングコストですので、委託料の中に全部入るわけですよ。維持管理費として。だから、今おっしゃるのは3,700万円はかかりますよ。年間3,700万円程度が、3年間はその推移で行くよというそういう理解でいいんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

委員がおっしゃっている部分は、債務負担行為で今申し上げた、約3,000万円のお金を組んでいて、その中のランニングコストという部分と考えますと、その分につきましては業者さんのほうに委託をしておりますので、年々どのぐらいかかるかという部分は、現在定かではございませんけれども、基本的に市といたしましては、3年間で約9,000万円というお金で、債務負担行為を設定しております、その中で、全ての業務をしていただくことになっておりますので、その経費がかかると考えております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので子育て支援課に対する質疑を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

公立保育園関係です。質疑はありませんか。終わったところは、課長を残していただいて、あとは退出していただいても結構です。お願いをしておきます。

○委員（池田綱雄君）

61ページについてですが、毎年おんなじような数字が出てくるようでございます。各保育園に保育士が何名ずついるのか、まずお尋ねいたします。

○牧園保育園園長（鮫島政昭君）

職員数のほうを全て申し上げます。高千穂保育園、園長1名、市の保育士5名、会計年度の保育士5名、調理員2名の計13名、中津川保育園、園長のほうは牧園と兼務になっており、したがって、市の保育士4名、会計年度保育士2名、職員調理師1名、会計年度栄養士1名、計8名、牧園保育園、園長1名、市の保育士6名、会計年度保育士1名、市の調理員2名、横川保育園、園長1名、市の保育士3名、会計年度保育士3名、会計年度、調理員2名の計9名、全員で40名となっています。

○委員（池田綱雄君）

市の保育士というような説明でしたけど、ほかにも保育士がおられるんですか。

○牧園保育園園長（鮫島政昭君）

会計年度任用職員の保育士と市の職員保育士という分別で説明いたしました。

○委員（池田綱雄君）

毎年この児童定数、これが出てくるんですが例えば高千穂保育園90名。定数はですね。もうもうずーっと続いていますよね。入所者の児童数は、いつもこれぐらいですよ。何でもこれを、定数を減らせることができないのか。そういう議論はしていないのか。こういう資料をよそに出せばですよ。すごく少ないとか、何かそういう批判をされると思いますよ。その辺の議論というか、ないのか。そこら辺はどうなんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

高千穂保育につきましては、令和4年から民営化をしておりますので、それも含めて令和3年度決算として回答させていただきます。公立保育園の定数につきましては、私立保育所、認定こども園等と同様に、状況を見ながら、定員の見直しを行っているところですけれども、公立保育園につきましては、全体的なバランス、保育の必要性がある子供たちが、入れる場所として、公立保育園としての、セーフティーネットでいいから少しおかしいかもしれないんですけれども、そういうものを含めて、定員の確保という観点から定員を維持していたところ、定員を維持してきたところがございます。ただ、今回民営化に当たりまして、高千穂の人数につきましては、見直しを行いました、令和4年から50名という形で対応しているところでございます。既存の公立保育園につきましても、今後、状況を判断しながら、定員の見直し等々は考えていかなければならないと考えております。

○委員（池田綱雄君）

今50名に変更するというような答弁でございました。次の資料では、ここが大幅に変わることを期待しておきます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

私の言葉が足りませんでした。高千穂につきましては、令和4年度から民営化しておりまして、高千穂わらべ保育園となりまして、50名に変更になりました。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、公立保育園への質疑を終了いたします。続いて、長寿・障害福祉課について、御質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

施策の成果の59ページ、障がい者の福祉のところ、ちょっと制度として、わからないので教えてください。法人後見を受任するために必要な手続を家庭裁判所に行った件数は新規はゼロということなんですけども、どういった手続を行うのか教えていただければと思います。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

令和3年度実績で新規受任件数0件とであるんですけど、成年後見センターとしまして、法人での社会福祉協議会ちなみに後見の受け手となっているんですけども、そこが受任した件数が0件ですよということでの説明になります。

○委員（久木田大和君）

ということは一般的に後見人がいらっしゃる場合はそこにしていただいて、受けるところがなかった場合の対応が、新規が0件だったという認識でよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

新規は0件だったということなんですがこの手続が、まず成年後見制度を、申立て人がいらっしゃる場合は、例えば、本人とか家族とか、判断するのは家庭裁判所になり、そちらのほうの判断で、どこが貢献をなささいというような形で判断されるものですから、その状況によりまして例えば財産の保有状況、貯金であったりとか、それから資産、そういったものの条件を見ながら、例えば弁護士の事務所であったりとか、それから社会福祉協議会に成年後見センターとして委託しておりますけれども、社会福祉協議会であったりとかいうようなところを判断されるものですから、そういったところで、後見センターのほうの事業として受けたのはゼロというようなことになります。

○委員（池田綱雄君）

いきいきチケット、支給事業についてお尋ねいたします。ここに、どっかにか、数字が載ってるかもしれませんが、利用者の枚数だけが書いてあるんですよね、配布枚数はそれぞれ幾らだったのか、何枚だったのか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

令和3年度のいきいきチケットの交付対象者数ですが、3万1,181名。それから、温泉、市営プール、バス・タクシー利用券の交付者数が1万8,381名。それから、はり・きゅう・あんまマッサージ利用券の交付者数が1万5,790名ということになっております。

○委員（池田綱雄君）

それぞれ、利用率は何%ですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

利用率につきましては、温泉等利用券につきましては58.95%、はりきゅう等につきましては、50.64%になっております。

○委員（池田綱雄君）

利用しにくいよねというような声がたくさん聞かれます。私も、これをもっている1人なんですけど、1回だけタクシーで使っていました。そしたら300円ですよ。1回で使えるのは、もうちょっとですね、例えば、最初の初乗りそれぐらいは何か払えるようにしたらどうかなというふうに思ったりですね、何かこの半分しか使っていない。これはもう、毎年ですよ。なんか利用しやすいように、これはあんまり使ってもらいたくないということで発行してるんですか。全部使ってもらいたいという気持ちで発行されてるんじゃないんですか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

いきいきチケットにつきましては高齢者の方あるいは障がい者の方、そういった方々の外出支援それから健康増進ですね。そういったことを目的にしておりますので、まず使っていただきたいということがあります。今、池田委員のほうからありました、そのタクシーの300円ですね、ここにつきましては、同様の意見をいただいているところもありますので、確かに初乗り、大体今500円から600円ですので、その部分がかどうかできないかというところでも検討しております、来年またいきいきチケット令和5年になりますけれども、そのときに、また調査、アンケート等も

実施して今後のまた、どういったこと、高齢者の方、あるいは障がい者の方が望んでおられるのかということも、検討していく予定でありますので、よろしく願いいたします。

○委員（池田綱雄君）

せっかくこういう制度を持っているわけですから、みんな使ってもらいたいという七、八十%ぐらいが利用されるような、そういうふうに使ってってもらいたいなど。本当にその今タクシー、たったその1回300円使わせてもらいましたけど、非常に使い勝手悪いねというふうに思いましたので、一応言っておきます。それとですね、声が多いのが、医療費、病院で使えないのかと。病院はみんな使って利用しているよねと、そこで何かこう使うような制度にできないのかなというような声もありましたので、お伝えしておきます。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

池田委員のほうがありましたいきいきチケットを病院のほうで使えないのかというようなことですけれども、病院の保険診療にもし使った場合、使えるようにした場合、そこから、市が補助するわけですので、また差っ引いて、保険請求を例えば7割とか、することになりますので、非常に事務的にも煩雑になると複雑になるというようなことから、当面の間はちょっと病院で使うというようなことは、考えていないところです。

○委員（池田綱雄君）

病院で使えたらいいなというような、そういうような声は届いておりますか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

病院といたしますか、はりきゅうあんまマッサージを、保険適用をしてる事業所があります。そういったところからはやはり並行して使えないのかというような意見はいただいているケースもございます。

○委員（久木田大和君）

先ほどのいきいきチケットの関係で、要望をいただく際に、市が委託管理しているところであったり、市が直接、間接的に管理しているようなところのスポーツ施設なんかで、体を動かすために使えないかなという話をいただくこともありまして、現在利用施設については、地域ごとに、バス、タクシーについてはあるかもしれんですけど、はり・きゅう・あんま、あるいは、温泉市営プールなどは、どれぐらいの割合とか、地域ごとにどれぐらいの、ものがあるのか。おわかりになりましたら教えてください。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

それぞれサービスを行っております。お願いしております事業所につきましては、一覧表がありますので、地域ごと分かるんですけれども、地域ごとの数を、後ほど拾ってまた報告したいと思うんですが、よろしいでしょうか。【24ページに回答あり】

○委員（藤田直仁君）

私も関連なんですけど、私の周りからは、このいきいきチケットの部分で、使い勝手が悪いという話を聞くんですよ。それは人によって偏りがあるみたいですね。使う人によっても。このいきいきチケットはどういう配分でなっているのかというところの説明から教えていただけてよろしいですか。1人当たりどういふのを何枚綴ってるっていう部分、お願いします。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

いきいきチケットにつきましては、温泉等利用券が、1枚50円の80枚で4,000円分となっております。はり、きゅう等内訳につきましては、1枚500円の10枚で5,000円の券となっております。

○委員（藤田直仁君）

500円掛ける10というのはこれタクシー使えないんですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

500円の件につきましては、はり・きゅう・あんまマッサージのみの利用となります。

○委員（藤田直仁君）

結局改善の方法として、両方に、共通する券とか、もう少しでなければ、例えばその金額分を交換ができるとか、使う部分に対して、何らかのその対応をしてこの券の利用率のアップというの図るっていう検討をしてみたらどうだろうと思うんですがいかが考えでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

今の意見確かにいただいている部分もあります。共通券にできないのかというような意見もありまして、ここにつきましても来年まで調査をするその中で、当然検討していくんですけども、特にそれで、予算がすぐふえたりとか、そういうことになりますとまたこちらのほうも、どうしても制限をかけざるを得なくなったりもしますので、利用率は上げないといけないですけども、総体予算はやっぱりこう、抑えるといういうか、極端にふえるような形ではなく、検討していきたいと思えます。

○委員（木野田誠君）

課長は今予算のことを言われましたけども、発行する時点で発行した金額分は、ちゃんとお金行政から出す覚悟でやってらっしゃるわけでしょう。それを、藤田委員は2種類あるのを、1種類に例えば共通券にしてその額だけ発行できないかって言ってるわけですから、今さらここで予算のどうのこうのっていう話はおかしいと思えますか部長どうですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

おっしゃるところも十分わかります。予算に計上する以上はそれが使われることが、委員の皆様からお話がありますとおり、それを有効利用していただくことを前提に考えるべきだというふうには考えております。ただ、申し訳ございませんけれどもやっぱり、予算全体のことを考えますと、1番最初で説明しましたとおり、民生費の占める割合等もふえているところです。特にこの温泉いきいきチケットにつきましては、市単独の一般財源を活用した上での事業としておりますので、そういう面も考えざるを得ない点もあるということは御承知いただければと思います。制度の有効的な利用についてまた、今、課長のほうから答弁がありましたとおり、どのような利用方法がいいかということは、引き続き検討していきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

理解せいということでもありますけれども、じゃあ例えば温泉券、それからはり・きゅうの券利用率を何%ぐらいだったら予算で支払えるというのを持っているのか。それがあつていうことはおかしいんですけどもお伺いします。

○保健福祉部長（小倉正実君）

実際のところは予算計上する際には、本当本来であれば、委員からもありましたとおり、その発行枚数、交付枚数全額を予算計上すべきでありますけれども、やはり今までの利用率の実績等を勘案して、予算計上している状況にあります。また、先ほど言いましたとおり、今後についても、その交付率等、できるだけ使用していただけるというのを考え合わせながら、予算についても、それに合わせて、増額での予算計上ができるように、全体的な制度として考えていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

長寿・障害福祉課の部分で、成果書の58ページですが、補聴器の助成事業ということで今2件、これはいわゆる18歳未満の子供さんたちに対して、難聴のレベルに応じて、支給を補助するということなんですけれど、一つの機械あたりの、金額というのはピンからキリまでであると思うんですが、

今回の決算で見た場合に、幾らぐらいの補聴器の価格っていうんですかね、幾らに対する内容だったのか。お知らせいただけますか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（緒方美由紀君）

軽度中等度難聴児補聴器助成事業ですが、18歳未満の手帳をお持ちでない方を対象とした、制度になりますが、今、委員がおっしゃったとおり補聴器の種類によって限度額が変わってきますが、一つ例を挙げますと耳かけ型の一つが、5万2,900円の限度額になっております。で、例としまして、購入が7万円だった場合は、5万2,900円を超えた分は、個人負担になりまして、この限度額の3分の2が、補助になりますので、本人は3分の1負担していただく形になりますので、トータルで3万4,700円が個人負担となってきます。これは1台ですので、両耳の場合は掛ける2になりますので、そういう形で昨年2件申請がありました。

○委員（前川原正人君）

補聴器の場合は1回、18歳までの場合ですけれども、1回大体購入すればそれで大体もう、補完できるというようなことになるわけですか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（緒方美由紀君）

耐用年数は5年ですので、5年を過ぎましたら更新ができます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、長寿・障害福祉課の質疑を終わります。

○子育て支援課課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

先ほど平原委員のほうから、こども課の関係で質問がありましたが、例えば登録総数で4,221件と説明いたしました。こちら登録世帯数になりまして4,221世帯になりますので、訂正させていただきます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

先ほど前川原委員からありましたこども館にかかる委託料、ランニングコストの件だったんですが、債務負担行為の分をお答えしたんですが、資料の2の委託料のページ、8ページから9ページを御覧ください。こちらのほうに、1番上に、エルグテクノに委託をしている分、先ほど申し上げた約3,000万円がございまして、それから、こども館管理業務、こども館浄化槽維持等を含めまして、1年間契約しているこども館消防設備警備まで含めると、563万7,000円程度の金額がございまして、この経費につきましては先ほどの300万に加えて毎年かかる委託料と考えております。そのほかは光熱水費等についてもかかると考えております。

○委員（前川原正人君）

全部足せば大体年間4,000万円弱ぐらいは年間かかるであろうという見込みですね。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

今の単純計算しますと、委託料で3,500万円程度、決算でまいりますと、高熱水費で大体300万円かかっておりますので、年間が、まだ去年で考えますとこれが年間通しての開園でないことを踏まえれば、若干ふえる可能性がありますので、4,000万円弱ととらえて構わないところがないと。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

先ほどいきいきチケットの登録事業者の地区別ということで、質問がありましたのでお答えいたします。まず、市営プールにつきましては、7か所ございます。そのうち、国分地区が2か所、横川が1か所、牧園が1か所、隼人が2か所、福山が1か所となっております。それから、温泉施設についてでございますが、59か所ございます。国分地区が6か所、牧園地区が20か所、霧島地区が

3か所、溝辺地区が1か所、横川地区が2か所、隼人地区が26か所、垂水のほうに1か所ございます。計59か所となっております。それから、はり・きゅう・あんまマッサージの事業者につきましては、計68か所ございまして、国分地区が27か所、溝辺地区が3か所、横川地区が4か所[同ページに訂正発言あり]、牧園地区が5か所、霧島地区が2か所、隼人地区が25か所、福山地区が2か所ということになっております。それからタクシー会社については6か所ということになっております。タクシー会社が、国分が1か所、隼人地区が2か所、牧園地区が2か所、霧島地区が2か所でございます。あと霧島地区が1か所となっております。

○委員（木野田誠君）

先ほどのはりきゅうマッサージの件、いきいきチケットの件ですけれども、一般質問でっていう委員の話がありましたので、質問を変えて1件だけ質問させていただきます。この3年度の決算は、事業費を含んで、7304万7,650円という形になっておりますが当初の3年度の予算は幾らだったか、幾らで立てられたか、お示してください。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

3年度の当初予算でございますが、交付対象者3万950人に対しまして、はり・きゅう等利用券の利用率を19%、温泉等利用券の利用率を53%で参照しまして、計9,501万7,000円で計上しております。先ほどはり・きゅう・あんまマッサージを事業者の数を申し上げましたが、横川地区を4か所申し上げましたが、3か所の余りでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

続いてこどもくらし相談センターへの質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（久木田大和君）

成果書の60ページで相談件数が示されているかと思うんですけれども、こちらはコロナの影響等で増減等があったのか、若しくは、そのコロナ自体による、コロナを起因とする相談というものが、どの割合的にどの程度あったのかについてお示してください。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

ただいまの御質問につきましては家庭児童相談事業及び生活困窮者自立支援事業、両方の事業についてということでもよろしかったでしょうか。家庭児童相談事業につきましては明確に普通のコロナの影響によるものが何件というものをお示しすることはできないんですけれども、全国的に児童虐待の案件が相次いでいるというような状況から社会的な関心の高まりというもので、市民の方々からの相談件数もふえてきているというようなことと、あと家庭内でのまだ育児支援というものがなかなか、核家族化が進んで、支援が難しい状況が現在高まっているということなどから、こちらへの相談件数というものもふえてきているものと考えております。あわせまして、令和2年度から、コロナの影響というものはございますけれども、当センターが開設されましたものも、令和2年度4月から開設されておまして、相談対応というものが、従前に増して、虐待等の対応ができるような体制が整ってきたということと、相談窓口が明確になったということから、相談件数がふえてきているものと考えているところであります。また生活困窮者自立支援事業につきましては、令和2年度からの相談というものにつきましては、そのほとんどが、コロナに影響する相談対応となっているところでございます。当センターが、自立相談支援機関という位置づけにもなっておりますことから、社会福祉協議会で対応しております特例給付、そういったもの等を貸付けを受けるためにも、当センターの窓口を介さなければ、貸付けを受けられないということになっておりますので、相談のほとんどが、コロナに関連するものというふうに考えているところでございます。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、委員外委員の発言の許可の申し出がありましたけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員外議員（竹下智行君）

家庭児童相談事業についてお尋ねします。家族関係の相談が387件とあるんですけども、これは括弧虐待となっておりますけども、全部が虐待なのかということが一つ確認したいところです。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

ただいま御質問のありました件数につきましては、虐待を含む、相談対応件数ということになっております。虐待につきましては、本市で直接的に相談を受けました通告件数が、令和3年度は158件ございます。そのうち、虐待と認定をした件数が64件となっているところでございます。

○委員（竹下智行君）

虐待及びDVの件で、警察のほうに通報した件数というのがわかればお示してください。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

DV相談につきましては、相談があった本人が、警察との連携を拒まない限り、全ての相談を全て、警察と情報連携を図るということで、こちらに相談のあった方を、警察へお連れしまして、100当番登録、あるいは、捜索願の不受理届けの手續、そういったものの支援を同行支援をしているという状況でございますので、ほぼ全件が、警察の連携を図っているというふうな状況でございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これでこどもくらし相談センターへの質疑を終わります。続いて、保険年金課について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

施策の成果の62ページの国民年金のほうについて、成果の1番右のところの表の学生納付特例申請について65件の減少となっておりますけれども、この減少してる要因などがわかりになりましたらお示してください。

○保険年金課主幹兼国民年金グループ長（櫻井美穂君）

今の質問なんですが、以前は毎年しないといけなかった申請が、令和2年度だったと思うんですがそちらからターンアラウンドっていつかはがきが本人のところに行くようになって、窓口に来なくても申請できるようになりました。その減少になります。

○委員（久木田大和君）

ということは、窓口に行かなくてもよくなったということだけでも申請を受けている方々が減少しているというわけではないという認識でよろしいでしょうか。

○保険年金課主幹兼国民年金グループ長（櫻井美穂君）

それで大丈夫です。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、保険年金課への質疑を終わります。続きまして、健康増進課への質疑を始めます。

○委員（前川原正人君）

健康増進課の関係でございますが、延べ人数が1万73名ということで新規入院患者に対するPCR検査の補助ですけれども、これは延べ人数ですので、1回で終わらなかった人も中にはいるんでしょうけれど、この補助金額という点では、どのような金額を示していますか。

○健康増進課長（小松弘明君）

新規入院患者等に対するPCR検査の補助について、回答します。1件当たりのPCR検査の費用につきましては国の診療報酬に基づきまして、3年度の12月までは一律2万円としておりました。12月に診療報酬の改定がありまして、1月からは、自分の病院で検査する場合は、7,000円、病院から検査機関に委託する場合は、1万3,500円となっております。

○委員（前川原正人君）

延べ人数でしか見れないわけですが、令和2年が延べ人数で2,344人だったんですね。令和2年度決算で見たときに。ということはやっぱり言い換えれば、コロナ禍が急激に第6波、第7波と急激に襲いかかってきたという、そういう背景が、あったのかなという気がする。そういう理解でよろしいですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

この医療機関支援事業は、令和2年度11月から実施しておりまして、令和2年度は4か月間。それで、2,340人となっております。最初の頃は、事業を知らない医療機関もあつたりして医療機関については、スタートがずれたことで、こういった人数で4月以降は、大体もう平均して、500から600ぐらいの件数[同ページに訂正発言あり]が、ということです。

○委員（前川原正人君）

今年になってからというか、発表もしなくなつたというのも手伝つてるんですけど、逆に言うと、検査をしないから、出ないのかなという気もするんですね。コロナ対策という点では、県も市も、全てが翻弄されているような状況もあつたわけですが、実際今回の令和3年度の決算で見たときに、どういうふうになるのかなというのはまだ、まだ未知数でありますけれど、何ていうんでしょうね、予防対策という点では、市としては国が言ってくる意見を受け、の国の指針のもとに、県から通知が来る、ぜひとももらつて霧島市が、この施策をやっていくという形をとらざるを得ないんですけど、慣れならされてきたというのも一つはあると思うんですけど、今県が発表しなくなつて特に、どういう状況なのかというのは、難しさもあるんですけど、市としての認識という点では、どうなんでしょうか。

○健康増進課長（小松弘明君）

質問の前に先ほど、県、PCR、医療機関支援事業の件数が500から600と言いましたけど、800から900に修正させてください。現在の、9月の後半から全数把握をしなくなりまして、始良保健所管内での数ということの発表になってます。全数把握が終わった以降は195とか144件とか100台を推移したんですが、現在は、昨日の発表が32名と、その前が35ということで、大分、下がってきてるんですけど、なかなか落ち切らないのが現状かなというところで、あと、現在、県のほうで、無料PCRの検査をやっておりまして、霧島市内においても現在14か所の会場で実施しております。その中で幾つか、最近の検査数の状況を確認したところがございます。9月の前半は、1日30件前後あつたけども、中旬以降は、5から6件、ただ今週、10月17日以降は、15から16とややふえているという、ところがあります。また、別なところでは、検査数は、お盆をピークに減少傾向になると、お盆の頃は1日70から80件検査をしたのが、次の週から、30から40件になって、10月に入ってから10件前後に減ってきてると。そのほか、9月中旬から検査を開始した検査数については、大体1日10件から15件ぐらいで推移してるということで、検査数もだんだん減ってはきておりますけど、今の旅行の関係とかいろいろ国外から行き来できるようになりましたので、あと若干、増えてくることも予想されると思います。ただ、検査をすれば、陰性陽性、判別できるわけですが、あくまでもその時点での、陰性ということで、まだどうなるかわからないということで、なかなかこの、PCRをすればするだけいいと思いますけども、費用対効果といったときに、どうなかなつて

ということで、なかなか市として実施できないというのが現状でございます。

○委員長（川窪幸治君）

すいません、質疑の途中なんですけども、あと、最後は新型コロナウイルスが残っておりますのでこども含めた上で、質疑をしていただければと思います。

○委員（藤田直仁君）

ゲートキーパーのことなんですけど、とても大事な事業だというふうに思うんですけども、実際1回開催して研修等を図っている、見極めるっていうのは大変な事柄なのかなというのは感じるんですけども、窓口業務を対象にしているということなんですけど、もう全庁にまたがっている課からっていうようなことで、理解でよろしいんでしょうか。

○健康増進課長（小松弘明君）

庁内の職員のまず窓口の対応している人から順にっていうことで考えております。

○委員（藤田直仁君）

そのあとはずっともう全職員にっていうような形の方向で考えてらっしゃるんでしょうか。

○健康増進課長（小松弘明君）

まずは1番その市民に近い接する窓口の職員を対象にしまして、これから拡大して、可能な限り、多くの職員が受けられるようにしていきたいと思っております。

○委員（藤田直仁君）

聞くところによると本当に、そこまで思い詰めてないような人が突然自殺をするというようなこともよく聞いたりします。ちなみにこの今現状、霧島市のほうで、そういうので未然に防いだというようなことを実例があるんでしょうか。あれば教えてください。

○健康増進課長（小松弘明君）

今の質問については、把握しないといいますか、そういった数字的なものは持ってないと思います。このゲートキーパーについても、特別何かするっていうよりも、研修を受けて、悩んでる人に寄り添って、見守る、聴く、傾聴するっていうようなことで、何か少しでもこう、かねてと違うなっていう変化に気づくっていうことが1番大事だと思っておりますので、そういった形でのゲートキーパーの養成をしていきたいと思っております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

○委員（前川原正人君）

こども館でちょっと論点をそらされてしまいました、聞き忘れて漏れがありました。成果書の51ページの中で、この保育料の徴収事務で、不納欠損金として、令和2年度は相当落とした経緯があって、その後、令和3年度では26万1,520円ということなんですけれども、これはある意味、不納欠損で落としたからこそこういうような数値を示してきたという背景もあると思うんですが、この26万1,000円の、不納欠損にされた主な理由というのはどういうのがあったんでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

令和3年度の保育料の不納欠損につきましては、時効という形になりますので、全て時効が対象になっております。

○委員（前川原正人君）

法的に時効になれば、その債権を放棄せざるを得ないというのは、当然のことなんですけれども、問題はどういう理由による滞納が発生したのかということが問われると思うんですね。だから、令

和3年度の決算を受けて、今回のこの内容、どのような理由によって、不納欠損はいいんですよ。別に。そこをとやかくは言わないんだけど、やっぱり滞納が出るということの大きな特徴的な理由というのはやっぱり何かあるわけですから、その辺をどのように把握をされていらっしゃるのか、お聞きをしておきたい。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

保育料につきましては、負担の公平性等を含めまして、保育に通わせている保護者の方から、保育必要な保育料を、それぞれの所得に応じて徴収しているところでございます。今回、本市といたしましては、徴収員を含めまして、滞納が出てきた場合、現年度を中心に、徴収に取り組んでいるところです。ただ、いかんせんコロナ禍も含めまして、保育料の課税というのが、基本的には前年度の課税に対して保育料かかりますので、そういうところで支払うのが難しくなっている家庭の方々等もおります。そういう場合は、分納という形で対応しているところでございます。そのようなことで、滞納が出ないように対応しているところでございますが、やはり、保育料が払えない状況にある、家族の方が病気をしている、若しくは、ちょっとけがをして働けなくなったという部分等もあると思います。ただ公債権でございますので、5年間たちますと、その部分が、その間全く徴収がなかった場合は不納欠損で落とすという取扱いをしておりますので、今後もそのようなことがないような形で、調査員の方々全員で勉強しながら、状況を判断しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

払わないのと払えないのって全然意味が違うわけですよ。子供を預けているから保育料払うの当たり前といえば当たり前です。がしかし、今おっしゃるように、コロナ禍で前年度に対して保育料は、税金も、住宅料も全部、前年度所得に対して、来るのがルールなんですよ。だったとするならば、そういう前に例えば減免制度を利用していただくとか、やはりそういうこう、何ていうんでしょうかね。行政のほうが寄り添っていくっていうのもやはり必要ではないのかな。払わんのが悪いから、それはもう督促を出しますよ、そして、徴収猶予をしなきゃいけませんよ、じゃなくて。やはりそういう部分でやっぱり寄り添うやり方がやっぱ必要ではないのかなということも含めた、市民への周知というのも必要ではないんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

委員がおっしゃられますとおり、単純に今、保育園に預けているからということで、保育料を徴収するものではなくて、例えば、現年度の滞納が発生した場合は、お電話をいただいて、こういう状況で苦しいんですという話になりますと、法に照らし合わせて減免ができる方法がないか、若しくは、徴収員が徴収に回ったときに、分納等々で対応できないかということはもちろん、そのような形で対応しながら進めているところです。基本的にはもう、そのような方以外はお金を納めていただいているということで考えておりますので、今後も、当然に苦しんでいる人たちからこの話を聞きますと、法が許される範囲の中で、それに対応できないかというのを検討しながら、徴収に取り組んでまいりたいと考えています。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 正 午」

「再開 午後 1時00分」

△ 議案第75号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第75号、令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案75号、令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての概要につきまして、説明いたします。本市の国民健康保険事業の被保険者については、前年度と比較して、年度平均で205人減の2万5,326人となっており、減少傾向にあります。しかしながら、被保険者のうち65歳以上75歳未満の前期高齢者が占める構成割合は49.38%で、前年度と比較して、年度平均で215人増の1万2,506人となっており、増加傾向にあります。それでは、歳入について説明します。歳入のうち、国民健康保険税につきましては、保険税の収納率向上の取組を推進することで、収納率は前年度よりも上昇し、全体で0.62ポイント増の89.49%となっています。収入済額については、20億8,284万7,110円で、歳入総額の14.35%を占めています。この結果、令和3年度決算額については、歳入総額が145億1,958万7,038円で、前年度と比較して4億3,294万2,923円、2.90%の減となりました。要因としては、保険給付費等の特別交付金及び基金繰入金が減少したことによるものです。次に、歳出について説明します。歳出総額は144億2,337万9,292円で、前年度と比較して3億8,270万1,546円、2.58%の減となりました。主な要因としては、県に納める国民健康保険事業費納付金が減少したことによるものです。この結果、令和3年度の決算収支は、9,620万7,746円の剰余金が生じました。これは、国保運営に必要な財源として、適正な税の賦課及び収納率向上のための取組を行ったことが、歳入の確保につながったものであると考えます。平成30年度に始まった、県を国民健康保険の財政運営の責任主体とする体制は、5年目を迎えました。今後とも、国県の動向に注視しながら、また、本市といたしましては、医療費の適正化に向けた取組を推進することにより、国民健康保険財政の健全な運営に努めてまいります。以上で、令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案の概要説明を終わります。詳細については、保険年金課長が説明しますので、審査のほど、よろしく願いいたします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

決算に係る主要な施策の成果について、説明します。令和3年度決算に係る主要な施策の成果の140ページをお開きください。まず、国民健康保険税について説明します。現年課税分収納状況については、20億699万5,129円、収納率は95.97%となり、滞納繰越分については、7,585万1,981円、収納率は32.12%となりました。収入済額合計は、20億8,284万7,110円で、収納率は89.49%となり、前年度と比較し、0.62ポイント上昇しました。次に、141ページを御覧ください。保険給付事業について説明します。まず、資格取得等に係る具体的措置の世帯数及び被保険者の推移として、年度平均では、世帯数が1万6,499世帯、被保険者数が2万5,326人で、後期高齢者医療制度への移行などの理由により、前年度より205人の減となっています。次に、被保険者年齢構成では、年度平均で、65歳から74歳までの前期高齢者の割合が前年度より1.24ポイント上昇し、49.38%となりました。次に、保険者負担額である給付の状況として、成果の欄に記載してあり、保険給付費が、対前年度比102.0%の106億1,942万3,048円となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等が影響し、減少しましたが、令和3年度は、令和元年度に近い状況に戻ったものと考えます。これに伴い、1人当たりの保険者負担額は、令和2年度より1万1,704円増加し、41万6,968円となっています。次に、出産育児一時金の給付件数は72件、葬祭費の給付件数は165件で、

それぞれ前年度を下回っています。葬祭費は年度によりばらつきがありますが、出産育児一時金は減少傾向にあります。次に、142ページをお開きください。国民健康保険事業費納付金については、34億2,032万1,669円となっています。次に、保健事業について説明します。人間ドック助成については、疾病の早期発見・早期治療を図り、自分の健康状態を認識してもらうために実施し、右表のとおり536の方が受診され、助成総額は、1,445万1,000円となっています。次に、特定健康診査事業については、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目を始良地区師会等に業務委託して実施しており、市内63か所の医療機関で、対象者2万211人のうち、8,537人が受診され、受診率は42.24%となりました。次に、143ページを御覧ください。特定保健指導事業については、特定健診の結果に基づき、動機付け支援や積極的支援が必要な322人に対して、保健センター及び委託医療機関で、保健指導や栄養指導及び運動指導など、生活習慣の見直し等に係る支援を行い、受診率は43.63%となりました。なお、特定健康診査、特定保健指導の令和3年度の受診率等については、令和4年3月31日時点の数字です。法定報告に基づいた確定値は、11月に公表されますのでご了承ください。次に、診療報酬明細書の点検については、点検員5名で45万1,434枚のレセプト点検を行い、過誤調整を行った枚数が3,575枚で、その調整金額は3,195万9,000円となっています。次に、医療費通知の送付については、2か月に1回通知し、年間で8万447通発送しました。次に、ジェネリック医薬品の差額通知の送付については、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に200円以上の差額が発生する方に対し、年3回通知し、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めているところです。国の目標値は利用割合80%であり、本市の令和3年度の利用割合は88.09%となっており、目標値を上回っている状況です。次に、看護師による訪問指導については、レセプトから対象者を抽出し、重複頻回受診者、重複服薬者、柔道整復頻回受診者などの自宅を訪問し、合計99人に対して健康相談を行っています。次に、144ページをお開きください。高額療養資金貸付事業については、高額な医療費の支払いが困難な方に対して、高額療養費の支給見込額以内の貸付を行うもので1,675万9,281円の貸付を行っています。以上で説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村和人君）

人間ドック助成についてお聞かせください。令和2年度はもうコロナの状況だったので、少なくとも当然かなというように思っております。令和元年度と令和3年度と比べてみたいと思うんですが令和元年度のデータはありますか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

令和元年度の実績としましては、トータルで574人です。内訳を言いますと、一般が393人、女性のほうが119人、脳疾患が20人、がん予防が42人です。

○委員（前川原正人君）

成果書のほうで、それぞれ徴収率とか、調定額収入済額それぞれ記載があるわけですけど、今回の徴収率が96.07%ということで、若干令和2年度の決算で見たときには、少し低下をしているという現象が出てるわけですけども、これは一概にコロナばかりではなくて、貧困の問題だったりとか、様々なそういう家庭的事情等もあると思うんですが、若干ですけど、どのような分析をしていらっしゃるんですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

もう一度ちょっと徴収率のこの成果表の、どこの部分、ちょっともう一度教えていただけますか。

○委員（前川原正人君）

成果書の140ページの、96.07%一般分です。ここの部分が前年度比でいくと、大体、ほんの若干、

減ってるわけですね、1.7%ほどですか。1パーセントか。すみません。ここがどういふどのような分析をしてらっしゃるんですか。様々、要因は一つではないと思いますよ。

○収納課長（萩元隆彦君）

例えば国保税のほうなんですけども、ごめんなさい。

○委員（前川原正人君）

別なことと比較しました。少しだけ上がってるわけですよ。下がってんのは別なとこでした。すみません、ここは、ある意味、上がってるうちゅうことはそれだけ納税意識も高まっているであろうし、やはり滞納をしないということで、と同時に、徴収のほうにも、行政としても、努力をされたのかなということが見て取れるわけですけども、様々な条件たくさんありますけど、どのようなこの特徴的なことで、このような数値となったのか、お知らせいただければと思います。

○収納課長（萩元隆彦君）

まず、こちらの徴収率の部分なんですけども、この表の中で、現年度課税分、計ってという欄がございます。我々徴収を行うとき、医療給付分、後期高齢分、介護保険分と分かれて納付書が出来ていませんので、この合算分、この現年度課税分というところで、合計してとっております。それで、令和2年度の合計の現年度で比べますと、対前年度比で0.21ポイント上昇してることになりませんが、我々、市税も同様にとっております。と申しますのは、国保税と固定資産税とか、軽自動車とか、Aさんという方に全部かかっている場合、同じようなアプローチをしております。総括のほうで申し上げましたが、滞納整理については、一般市税で行っているものと同様でありまして、まず、滞納が発生したら、まず早期のうちに、自主納付を促す活動といたしまして、文書、電話、訪問、自主納付を早期に促しましてそれでも、反応がない方には、財産調査を行いまして、財産調査で、差押え可能な財産が判明すれば、その分を、差押えを執行しまして、令和3年度、合計、税目全部合計でございますけども、1,718件、差押えを執行いたしまして、財産調査の結果、財産が判明しなかった分につきましては、滞納処分の停止というのを行いまして、それぞれ、自主納付を促す活動、財産調査、滞納処分、あと停止を同時進行で、絶え間なく行った成果だと考えております。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは取り立てるということを書いてんじゃないで、やはり、先ほども申したんですが、払わないのと払えないんだと全然意味が違うわけですよ。だからどんだけ寄り添うのかということが鍵になってくると思います。そういう中で、法定軽減等につきましては、法律によって軽減をするわけですけど、例えばお聞きをしたいのは法定軽減の状況。何件ほどあるのか、そして申請減免がどの程度あるのか、お知らせいただけますか。

○税務課主幹（有村昭司君）

法定軽減につきましては、7割軽減が7,617世帯、5割軽減が3,154世帯、2割軽減が2,259世帯となっております。コロナ減免につきましては、20件ありまして、金額が528万8,900円となっております。

○委員（前川原正人君）

御時世が御時世だったので、それなりの施策が行われた。そして、コロナもありました。そして、やっぱり1番大きい要因の一つとして、それだけではないですけど、令和3年度国保で値下げを行いましたよね。国保税の値下げをしたという事実があるわけですよ。だからそれも一つの要望を一つの、もうほんの一つの要因なのかなという気もするんですけど。その辺はついてやっぱり、どう分析をされていらっしゃるんですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

税率が下がったことと徴収率の関係につきましては、徴収サイドとしては、なかなか分析しかね

るところがございまして、すいませんけども。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかという、みんな払わなければいけないと思ってるわけですよ。やっぱり納税義務というの負っているわけです。しかしやっぱり払わないのと払えないのは全然違ってきて、やはり先ほど、申しますように、やっぱり寄り添っていくのが必要なのかなということは申し述べておきたい。それともう1点は、今回この基金をたときに、これは今までに今までないっていか決算年度末の現在で見たときに5億1,500万円ほど、基金が決算年度末現在高で、こっだけ発生したわけですよ。これも、いわゆる精神疾患の今まで職員でやっていた部分を業者に依頼して、そして、その分が交付金として財源として生み出されてきたということになるんですけど、その金額というのは、どの程度になるのか、お知らせいただけますか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

結核精神の交付金だけで、ふえた部分につきましては、約2億1,819万円程度になります

○委員（前川原正人君）

逆に言うとこれは業者さんへの委託で、これは以前の保険年金課長の時代に、やっぱりちゃんともう1回洗いましょうということで、財源を生み出すことが出来たという一つの背景があるわけですけども、大体委託業者に幾らぐらい払ってるもんなんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

当時の業者委託の部分はすいません今手持ちがないのですが、先ほどちょっと、説明の前に、訂正をしましたけれども、委託のところで、令和3年度の実績でいきますと、その国保連合会のほうには、その結核精神の申請支援業務の委託としては、217万3,051円と、こういう実績でございます。

○委員（前川原正人君）

なのでそういう努力もあって、そして、財源を生み出された、そしてまた保険給付費なんかも、大分前からすると、令和元年度並みにはなっているのではないかということをおっしゃったんですけど、これが実際わからないわけですよ。実際のところ、決算ですので昨年度の出納閉鎖時までの流れの中で、議論をしなければならないというのはあるわけですけども、ただやっぱり、何ていうんでしょう。国保税っていうのは先ほども言いましたとおり、3割負担をする人たち、だったり補助金だったり、様々こういういろんなことがおり合わさって一つの会計になっているわけですけど、これも県のほうに移行してから、逆に言うと、今まで保険者が自治体、霧島市だったのが、県に移管されて、そして、保険給付費の見込額に応じて、国保税が変化をしていくということになっているんですけど、大体仮算定、そして本算定、そしていつぐらいで、大体、骨格というか、概算で決まっていくんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

例年ですと、前川原議員のおっしゃった、仮算定の部分で、県が標準税率を示すのですが、それが大体11月の中旬あたりに、仮算定として出されます。それをもとにして、私どもが、仮の予算編成というか、そういう形で組むんですけども、あと今度は最終的な本算定というのが、本当にもうお正月ですよ。お正月明けに、出ますので、最終的にそれをもって、予算の編成し直すというか、そこまで、その仮算定と本算定に差異がなければ、まだ、スムーズにいかもしれませんけれども、そういう今度は財政的なところで、どういうふうに調整していくかっていう、検討が必要になってくると思われま。

○委員（前川原正人君）

やっぱり1番大事な部分だと思うんですけど、要は年度でいくと、4月1日から始まって3月31日なんですけど、現実には、出納閉鎖時というのは5月末日まで、過去から流れているわけですよ。

ただそれを見越していかなきゃいかんというのも一つは、難しさもあるんでしょうけれど、今の状況でいったときに、推測でしか言えないですけど、今のまんまの推移という見方をされていらっしゃるんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

無理があるかもしれないけど、いろんな見方もあると思います。コロナ禍がどっちかという、まだ続いている状態の中で、そのまま同じような形でいくのか、あるいは、やはり、医療費自体が、若干ちょっと元に戻りつつあるものですから、そういうのもあって、事業費納付金の県から示される金額が、4年度より高くなると、また、こちらのほうの、予算編成の中の税率の設定というの、見直すわけじゃないですけど、検討の中で、どういう形で、採算合わせるかっていう検討はせざるを得ないと思います。

○委員（前川原正人君）

県の動向に左右されるんですよ、実際のところ、でも現実を見たときに、5億1,500万円の基金が生じたわけですよ。だから本会議でおっしゃったように、今後の動向を見ながら検討をしていかなざるを得ないんだらうというのは、そういう答えなんでしょうけど、実際、来年のことを言うと鬼が笑ったりしますので、なかなか難しい差はありますけど、今の課税負担という点ではコロナ禍もありますし、景気もなかなか上は向かないです。今のまんまで、若しくはそれ以下の負担でお願いをしたいというのが、市民の声ですので、お伝えしておきたいと思います。

○委員（平原志保君）

施策の成果の143ページで、1番下なんですけれども頻回受診についてです。頻回受診については、数が1か月の間、15回でしたっけ、とか、それ以上のところとか決まりがあるかと思うんですけども、この数字を見てると、もうちょっといるんじゃないかなあと思うんですが、予備軍の方々に対して、何か策はされたりしてるんでしょうか。例えば、1か月15回とかっていうのがあると思うんですけども、14回の方とか、13回の方とか、まず、ちょっとそこら辺教えてください。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

予備軍という部分につきましては、訪問はいたしておりません。一つの基準、月に15日以上ですね。一つの医療機関に15日以上行ってる場合というような方のみを訪問している状況です。

○委員（平原志保君）

あと薬のほうなんですけれども、こちら6名という数字なんですけれども、周りを見てると、もっともっといらっしゃって、ほかの町なんか見ますとそれに対する策を市を挙げて、やってみたりするところもあるぐらいなので、この数字も少ないのかなというふうに、気がする、霧島が特別少ないってということはないはずなんですけれども、ほかのところでは、もうそれに対して対策を立てているところがあるぐらいなので、もしこれがこの数値が本当ならば、すごい褒められたところなのかなと思うんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

この6名以外にもたくさんの方がいらっしゃいます。訪問する前に、御自宅のほうに連絡をします。都合悪かったり、入院をされたりしている方がいらっしゃいます。そういうところには訪問がどうしてもできないものですから、令和3年度は6名の方にのみ訪問して指導したという経緯です。

○委員（平原志保君）

そうしましたら、すぐ出なければ後でもいいんですけども、それぞれ受診者、訪問しないで重複頻回をされた方とか、服薬された方の人数っていうのは、出てるわけですよ。その中で、かつ、一部の方だけはこういうふうに訪問したということなんで、その人数わかればまた教えていただければと思うんですけども。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

ただいまの数字につきましては、後ほど、お伝えしたいと思います。【48ページに答弁あり】

○委員外議員（宮田竜二君）

成果の141ページなんですけども、基本的な質問をさせていただきます。令和2年度と令和3年度との比較で、被保険者数が613人も減少しているのですけども、医療費が2億円強増加しているということで、右側の表を見ると、医療費の中でも、一般の療養給付費が約2億円アップしてるのかなと思いました。この2億円のアップしてる内容を教えてください。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

個々の具体的な部分についてはお答えできませんが、やはり医療の高度化ですね。それと、65歳以上の方がふえているということが、医療費の増大につながっているというふうに考えます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時44分」

△ 議案第76号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第76号、令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第76号、令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての概要につきまして、御説明いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までで一定の障がいがあり加入認定を受けた方を被保険者とした制度です。制度の運営は、県内の全市町村で構成する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の決定、医療の給付などを行います。市町村では主に、被保険者証の交付等に係る事務、高額療養費など医療給付を行うための手続きに係る事務、保険料の徴収に係る事務などを行っています。また、被保険者の生活習慣病の早期発見を目的とした長寿健診や人間ドックの受診助成、生活習慣病等の重症化予防や適正受診のための訪問指導などの保健事業を行うことにより、当該医療制度の適正な運営に努めているところです。令和3年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額15億7,079万6,585円、歳出総額15億6,370万7,779円で、実質収支は708万8,806円の黒字となっています。以上で、後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わります。詳細につきましては保険年金課長が説明しますので、審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（宮永幸一君）

決算に係る主要な施策の成果について、説明します。令和3年度決算に係る主要な施策の成果の145ページをお開きください。被保険者証の交付等に係る事務につきましては、令和3年4月1日現在の被保険者数は、16,866人となっており、前年度と比較すると247人の減となっています。保険証の交付につきましては、年次更新16,961人、年齢到達者1,304人で、いずれも特定記録で郵送しています。次に、医療給付を行うための事務につきましては、減額認定証や特定疾病受療証の交付、療

養費や高額療養費等の申請受付等により、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金の適正化を図っています。次に、保険料の賦課・徴収に係る事務につきましては、被保険者の所得情報等を基に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料について決定通知書等を送付しています。徴収状況につきましては、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせて10億1,340万3,408円の収入済額となっており、徴収率は99.79%となっています。次に、146ページをお開きください。長寿健診事業につきましては、生活習慣病などの早期発見、重症化予防のため、5,860人が受診され、受診率は34.74%となっています。次に、訪問指導事業の訪問指導につきましては、医療機関の適正受診や生活習慣の重症化予防のため、676人に対し、健康保持増進と適正受診についての指導を行いました。同じく訪問指導事業の通いの場等への関与につきましては、健康意識の向上のため、34か所で2,412人の方に健康教育・健康相談を行いました。次に、一日人間ドック受診助成につきましては、疾病の早期発見のため、168人の方々に費用の一部助成を行いました。以上で、説明を終わります

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

成果の146ページ後期高齢者医療業務の長寿健診事業で34.7%、それから人間ドック等で健診を受けられる方が下のほうで、168名いらっしゃるということなんですけども受診率というか、ここの数字のところは、この前の数字なんか見てないんでちょっと何とも言えないところなんですけど、どうのように評価をされ、もっと受診率が高くていいのかなとか、単純に思ったりしたところなんですけど、ここについては、どう評価されていますでしょうかお示しください。

○保険年金課後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

長寿健診の受診者数についての評価ですけれども、令和2年度が6,195人で、令和3年が5,860人でしたので、去年の率よりちょっとやっば落ちてるんですけれども、令和3年度については、コロナワクチン接種の開始時期と長寿健診の開始時期が重なったことと、コロナ禍で一体的実施事業で行っている通いの場などでの夏場あったんですけれども、受診勧奨が、受けてない方に対して、受けましたかということを受けてない方については受診勧奨してたんなんですけども、それが行えなかったことから減少したと思っております。あと、令和3年度につきましては、ワクチン接種の開始時期と長寿健診の開始時期とが重なったものですから、期間を12月まで延長しております。期間延長期間に受診された方が740人いらっしゃいまして、受けた5,860人に対する率といたしましては、12.67%でした。期間延長したことで一応、一定の効果はあったと思っております。平成28年度から被保険者は1万7,000人前後なんですけれども、受診者としてはおおむね毎年増加していると思っております。

○保険年金課長（宮永幸一君）

長寿健診の令和3年度でいきますと、広域連合のほうからもらった情報では、県内43あるんですけれども、19市では、受診率としては3番目でございます。全体では、5番目にいいと。ほかの19市の中でもやっぱり、もう10%台とか、20%台とか、そういうところもありますので、本市としては、その受診率のほうはよろしい思っております。

○委員（前川原正人君）

後期高齢者医療保険制度の件についてですけれど、令和3年度の決算を見て、いわゆる3割負担の人たち、所得制限がありますよね。所得の家族でも違いますし、1人家庭でも違いますし、主に所得で負担割合が決まってくるんですけど、高額所得者って言ったらかおしいんですけど、ある一定程度、145万円以上の方たちが、大体どれぐらいの割合を占めていらっしゃるんですか。

○保険年金課後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

令和3年度の数字でお答えさせていただきます。7月31日現在ということなんですけれども、去年の年度当初の被保険者数が1万6,866人でした。7月の被保険者で言いたいと思います。1万6,961人でした。3割負担の方が552人でした。率といたしましては3.3%ぐらいの方が該当すると思っております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、逆に言うと70%の人たちが、低所得者世帯ということになると思うんですが、法定軽減がございますよね。国保みたいな感じで7割、前まで8.5割でしたか、変遷があるんですけど、その法定軽減の世帯数というのはどのような状況を示していますか。

○保険年金課後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

被保険者の数でお答えさせていただきます。低所得者の均等割の軽減額になりますけれども、7割軽減の方が1万259人、5割軽減の方が2,092人、2割軽減の方が1,503人です。また被扶養者の均等割軽減もありますので、その方が5割軽減の方ですけれども、18人いらっしゃいまして、合計で1万3,872人になります。被保険者が去年の10月1日現在で1万6,846人ですので、比率といたしましては82.35%ぐらいの方が対象になっております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時57分」

「再開 午後 1時59分」

△ 議案第77号 令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第77号、令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第77号、令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての決算概要について、御説明いたします。令和3年度の介護保険事業の運営については、令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画の下、市民の皆様に、高齢者の生活を国民みんなで支える制度である介護保険制度の趣旨を御理解いただけるよう啓発に努めるとともに、安定的な運営に努めました。円滑な事業の運営を実施するため、第1号被保険者の保険料については、第8期介護保険事業計画における保険料基準額の下、財源の確保に努めました。なお、第1段階から第3段階の低所得者の方に対しては、平成27年度から国における社会保障制度改革の一つとして設けられた保険料の負担軽減を引き続き行い、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への支援策として、保険料の減免を引き続き行いました。要介護認定については、法や国が示す方針を遵守し、申請から認定調査まで公平性と公正性の確保に努め、遅滞なく適正に行い、介護を必要とする被保険者に対して迅速にサービスが提供できるよう努めました。保険給付については、サービスを必要とする被保険者に対して適切なサービスが提供できるよう給付費を確保し、各種サービスを提供する事業所へ指定・指導等を行いました。また、事業所に対してケアプラン点検や介護度維持改善率向上の取組を実施し給付適正化の推進を図りました。介護予防の取組については、

被保険者が要介護状態にならないよう平成29年度から開始した、介護予防・日常生活支援総合事業の実施のほか健康づくりや介護予防の取組を地域で実施し、地域の支え合い体制づくりの推進を図りました。また、その他の高齢者福祉サービスの取組として、高齢者の安否確認等を目的とした地域生活配食事業などの取組を行いました。この結果、令和3年度介護保険特別会計の決算額は、収入済額は、116億6,927万852円で、支出済額は111億4,259万9,165円となり、収入済額から支出済額を差引いた形式収支は、5億2,667万1,687円となりました。歳出では、歳出総額の89.6%を占める保険給付費の決算額が、99億8,774万7,796円で対前年度0.48%の減となりました。介護給付費準備基金については、令和4年3月末現在は、6億7,738万9,323円であり、令和3年度歳出決算における積立て及び取崩しを反映した令和4年5月末現在の介護給付費準備基金の積立金残高は、8億8,727万3,446円となっています。以上で、令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案の総括説明を終わります。詳細については、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

それでは、詳細について決算に係る主要な施策の成果に沿って、説明いたします。147ページをお開きください。まず、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料については、年金からの天引きによる特別徴収の収入済額は、19億8,768万4,197円で、徴収率は100.10%、納付書及び口座振替で納める普通徴収の収入済額は、1億9,367万8,576円で、徴収率は95.73%となっており、現年度分の合計の徴収率は、99.70%となりました。なお、徴収率には、いずれも還付未済額を含んだ数値となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免額は、64万5,799円となっており、前年度比329万9,856円の減となっています。次に、要介護認定については、令和4年3月末現在の第1号被保険者は3万4,882人であり、うち要介護（要支援）認定を受けている方は、6,330人で、要介護認定者数は、前年度比49人の減となっています。また、年間の要介護認定申請件数は、6,728件で前年度比229件の増となっています。148ページ、保険給付については、令和4年3月末現在の介護サービス実受給者数は、5,984人であり、対前年度63人の増となっており、受給者数の内訳は、居宅介護サービスの利用者3,926人、地域密着型サービスの利用者1,195人の計5,121人、施設サービスの利用者が、863人となっています。また、給付費総額は、99億8,774万7,796円で、その内訳は、要介護者の給付費が96億1,206万1,097円、要支援者の給付費が3億6,551万4,827円となっています。149ページ、事業所の指定及び指導等については、市が指定権者である地域密着型サービス事業所の令和3年度の指定状況等及び指導の実績は、指定については1件、休止した事業所が2件、廃止した事業所が1件となっています。事業所指導については、全地域密着型サービス事業所を対象とした集団指導を例年通り年1回開催し、指定期間内に1度は行うことになっている実地指導は、25の事業所を対象に実施し、介護サービス提供の質の向上を図りました。次に、地域支援事業については、介護予防・生活支援サービス事業第1号訪問事業では、訪問介護相当サービスの利用件数は、3,439件で事業費が4,840万2,478円、また、訪問型サービスAの利用件数は、延べ856件で事業費が633万円となっています。第1号通所事業では、通所介護相当サービスの利用件数は、6,433件で事業費が1億4,160万8,246円、通所型サービスCは、延べ381名の参加で事業費が445万4,837円となっています。介護予防ケアマネジメント事業は、総合事業利用者に対して地域包括センターがケアプランを作成するもので、作成件数は5,574件で事業費が2,394万6,470円となっています。一般介護予防事業は、182名の地域見守り支援員による見守り活動による介護予防実態把握事業や介護保険ボランティアポイント事業、地域のひろば推進事業等の地域介護予防活動支援事業を実施しました。150ページ、包括的支援事業は、地域包括支援センターへ業務委託し実施しており、総合相談事業については、相談件数の実績が延べ2,437件で、前年度比234件の減、権利擁護事業に

については、相談件数の実績が延べ75件で、前年度比28件の減となっています。ほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施しました。任意事業については、地域の実情に応じて市独自で提供するサービスであり、本市では、ケアプラン点検や令和3年度から令和5年度にかけて実施する介護度維持改善率向上に向けた取組の介護給付等費用適正化事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、高齢者住宅安心確保事業、緊急通報装置整備事業、認知症サポーター等養成事業を実施しました。最後に、保健福祉事業については、家族介護用品支給事業、地域生活配食事業、認知症高齢者早期発見促進事業を実施し、地域生活配食事業については、令和4年3月末の実利用者は、267人で、延べ10万8,989回、一人暮らしの高齢者等の声かけや見守り、栄養改善等を目的に配食を実施しました。以上で、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

先ほど間違っって質問してしまったところなんですけれども、地域支援事業についてちょっとお伺いします。口述では3ページ、資料2では50ページになります。こちら通所型サービスCというのが、AとCがあるんですけれども、ちょっとこちらのCのほうなんですけれども、もうちょっと中身詳しく教えていただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

第1号通所事業通所型サービス支援について御説明いたします。この事業につきましては要支援1、2の認定者、また生活機能の低下した方に対しまして、3か月を一つの期間として、生活機能を改善するための運動機能向上のプログラムを行うものとなっております。株式会社エルグテクノと、そのほか、市内の介護保険事業所において事業を実施しているところでございます。

○委員（平原志保君）

こちらなんですけれども短期ということなんです、例えばエルグテクノでされてるときなんです、ほかのところは5,500円を1回としてカウントされてますが、こちらのほうは、544万3,240円という数字でまず上がってるんですけれども、この値違いっていうか、ここの違いは何でしょう。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

株式会社エルグテクノにつきましては年間96回開催する予定としておりまして、専門職の派遣費用、プログラム作成費用等を込みの委託料となっております。そのほか5事業所につきましては、1人当たりの受入れで5,500円ということで算定をしているところです。

○委員（平原志保君）

それぞれエルグやユニティーとか、ライフエイトとかいろいろあるんですけれども、これは派遣されてどこかの事業所に行くとかいう感じですか。

○長寿・障害福祉課長寿福祉グループサブリーダー（下津曲聡子君）

会場は、エルグテクノが指定管理者となっている国分いきいき交流センターと、あと5か所の通所介護事業所になりまして、そこで実施しております。

○委員（野村和人君）

口述の2ページ中段ぐらいなんです、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者の減免額は64万5,799円となっており、前年度比329万9,856円の減ということなんです、この文章がどれに対して減なのか64万円に対して減というふうに、この文章では思えるんですけど、対比がどれになるか、まずは教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

前年度っていうことで、令和2年度の減免額に対して、3年度の実績が329万9,856円減歩となっているということでお示しました。

○委員（野村和人君）

2年と比べてるんだらうとは思ってるんですけども、64万に対して329万円減。もとの数字は何だったのかという意味合いです。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

令和2年度の減免額の実績額を申し上げますと、394万5,655円。それに対して令和3年度の実績が64万5,799円という比較ということで、前年度からして329万9,856円減ということですよ。

○委員（野村和人君）

ちょっと文章的にわかりづらかったでした。もう一つ、資料1のほうの56ページ、地域生活配食事業なんですけど、社会福祉協議会のほうと宅配クック123霧島店と二つだと思うんですけど、これは地域ごとで分かれているのかどうか、教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

配食事業につきましては、国分地区の日曜日のみ、宅配クックワンツースリー霧島展、そのほかは、社会福祉協議会が対応しているところです。

○委員（野村和人君）

これの1食当たりの値段が560円と550円の違いは何なのか合わせられなかったのかどうか教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

基本的に1食当たり550円ということになりますけど、社会福祉協議会のほうで利用者負担の収入であったり、事務的なものがかかりましてその事務費で10円プラスしているところがございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど野村委員の質疑の部分でちょっと私わからない部分があるんですけど、理解できなかったんですけど、この成果書の147ページを見てみると、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置額が64万5,799円措置しましたよということですよ。この表記は、令和2年度を見てみると、実績で成果書を見てみると、令和2年度の決算では345万5,655円減免実績が出てるわけですよ。ということは、何が言いたいかということ、なぜこんなに、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置額が、急激に下がるんだらうかという、ハテナなんです。この理由は何なんでしょうか。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

コロナ減免の対象となりますのが、前の年の収入と比較しまして、3割以上減少した方が対象ということになるものですよ。令和3年度については、前の年と比べて3割以上減少した方が少なかったということになります。

○委員（前川原正人君）

そうすると、前年度の実績、税金なんかと一緒にするので、前年度に対する施策ということは理解ができるんですけど、そうすると何名だったのがどれぐらいに減ったのかという点では、数値的にはわかりますか。介護保険の対象世帯なんですかね。幾らが幾らになったんですか。

○税務課市民税グループサブリーダー（袴 貴子君）

令和2年度については、令和元年度の2月以降の納期限のものまで含んでおりますので、その分、2年度分の金額ということになるものですよ。その分令和2年度の実績金額は大きくなっております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は先ほど部長のほうから口述で令和4年5月末のいわゆる出納閉鎖時期で8億8,727万3,446円と、これが決算書附属書のほうで見えますと、年度末の現在高で6億7,738万9,323円ということで、これは会計が動いてますのでこういうふうに金額が推移するわけですが、この1番不思議に思ってるのは、この決算附属書の中で歳出を見たときに保険給付費が、大きくこの不用額が6億9,524万4,204円と、もうこれが、不足するよりも、いいんですけど、足らなければ借りてお願いかんで、それは不足させないということは気をつけながらされてはいらっしゃると思えますけれども、不用額が余りにも毎年、大きいわけですよ。広域でやっていますので、介護保険自体が、県の介護保険のほうで試算をし、そしてそれが各市町村に通達が来るわけですが、この不用額の6億9,524万4,000円ですね。これはどういうふうに分析をしていらっしゃるのかですね、お聞きをしておきたいと思えます。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

不用額が大きいということですが、一応こちらのほうで保険給付費の中で主要因としましては、まず要介護認定者が想定より少なかったこと想定というのは計画です。計画に比べまして少なかったこと、それから2点目としまして、令和2年度末、令和2年度中に建設予定であった、地域密着型の特別養護老人ホームですけれども、そういう計画がなくなって、開設されなかったこと。それと、3点目ですけれども、在宅サービスなどをコロナ感染症の拡大に伴いまして、それによりサービスの控えや、それから事業所の一時閉鎖、そういったものがあるというようなことが主要因ということで捉えております。

○委員（前川原正人君）

一つはいわゆる、第8次の介護保険事業計画にのっとり、施策を行っていくというのが大前提なんでしょうけれど、要は今度は次の第9期が来年度再来年からまだ、令和5年までは第8期で終わりますけど、第9期っていうのは令和6年以降、また3年間であるわけですが、厚労省の指導では、たくさんそのたまったっていうとちょっと語弊がありますが、余力があるんだったら、介護保険の保険料のほうに回して、負担軽減しなさいよということで、そういう、通知も来てるわけですね。だからそれは、ある一定程度、担保されて反映をさせていくべきことではないのかなと思うんですが、値下げの話ですのですぐにはできないと思えますけれども、そういうことも検討課題ということで、理解をしてよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

前川原委員からありましたとおりです。令和6年度から新たな計画が始まりますので、その策定に来年度令和5年度着手します。そのときに、介護保険料の算定の見直しもまた行いますので、当然現在たまって基金、その時点でたまって基金を加味した形で、保険料の見直すということになります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第77号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時29分」

「再開 午後 2時34分」

- △ 議案第84号 令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について及び
- △ 議案第85号 令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第84号、令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について及び、議案第85号、令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についてを一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第84号令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について御説明を申し上げます。まず初めに、霧島市病院事業では、発足当初の平成12年度から地方公営企業として病院を経営しており、事業運営に必要な経費のほとんどを病院事業の収入でまかなう独立採算制をとっております。また、当初より公設民営型の経営形態で、平成18年度から、指定管理者制度により病院の管理運営を始良地区医師会に指定しております。現在の指定期間は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間となっております。令和3年度の病院事業につきましては、霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画に基づく病院建替の実施設計業務に着手しており、E C I方式の採用により施工予定事業者を決定しております。また、技術協力業務委託契約を締結し、施工予定事業者も含めた実施設計業務を行っております。次に、令和3年度の年間入院患者延数は7万3,782人、年間外来患者延数は7万1,223人で、前年度と比較して、入院患者が2,995人の減、外来患者が8,234人の増となりました。病院事業の収益は、税込みで約64億7,400万円、費用は約64億1,400万円で、純利益は約6,000万円となりました。このほか、設備投資につきましては、人工呼吸器や気管支鏡などの感染症対策に要する医療機器を購入し、医療環境の整備に努めました。以上で概要の説明を終わりますが、詳細につきましては健康増進課長が説明いたしますので、御審査の程よろしくお願い申し上げます。

○健康増進課長（小松弘明君）

令和3年度 霧島市病院事業会計決算について御説明いたします。お手元の資料の、令和3年度霧島市病院事業会計決算書の1ページをお開きください。1ページから4ページまでが病院事業会計決算報告書になります。金額は税込表示になります。まず、収益的収入の第1款病院事業収益は、予算額66億6,235万9,000円に対し、決算額64億7,425万6,467円で収入率97.2%となっており、予算額に比べ1億8,810万2,533円の減になりました。次に、収益的支出の第1款病院事業費用は、予算額65億4,368万円に対し、決算額64億1,363万4,435円で執行率98.0%、不用額は1億3,004万5,565円になりました。次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。資本的収支につきましては、地方公営企業法第26条の規定に基づき、医療機器購入費3億6,784万2,200円を令和4年度へ繰り越しております。この医療機器購入費の財源は主に企業債を充当することとしています。予算の繰り越しとなった原因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、機器の部品である半導体が不足したことにより、年度内の納入が困難になったことなどが挙げられます。なお、この予算の繰り越しにつきましては、5月9日の市議会臨時会において報告を行っております。令和3年度の資本的収入は、予算額7億8,283万円に対し、決算額2億6,963万1,000円となり、予算額に比べ5億1,319万9,000円の減になりました。資本的収入の内訳は、企業債による収入が1億8,810万円、補助金による収入が8,053万1,000円、寄附金による収入が100万円となっております。次に、資本的支出は、予算額12億1,207万4,000円に対し、決算額6億7,824万6,199円となりました。翌年度繰越額が3億6,784万2,200円であり、不用額は1億6,598万5,601円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億861万5,199円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万6,615円、過年度分損益勘定留保資金9,538万7,623円、当年度分損益勘定留保資金2億8,745万961円及び建設改良積立金取り崩し額2,500万円をもって補填いたしました。次に、5ページの損益計算書を御覧ください。損益計算書は1年間の病院事業の経営成績を明らかにするために、

令和3年度中に得たすべての収益とそれに対応する費用を記載したものです。医業収益の合計は、56億2,837万9,643円で、入院収益は39億4,210万4,202円、外来収益は16億927万6,904円となりました。医業費用の合計は60億7,625万6,315円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業損失が4億4,787万6,672円になりました。次に、医業外収益は8億2,678万7,380円で、医業外費用は2億9,949万7,719円となりました。この医業外収益から医業外費用を差し引いた医業外利益は5億2,728万9,661円になり、医業損失と医業外利益を合わせた経常利益は7,941万2,989円になりました。次の特別利益は1,008万4,320円、診療報酬請求の過誤等による特別損失は2,965万1,892円になりました。以上により、令和3年度の純利益は5,984万5,417円となっています。このほか、前年度からの繰越利益剰余金が1億13万8,992円、その他未処分利益剰余金変動額が2,500万円で、これらに純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億8,498万4,409円となっています。次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。これは剰余金が年度中にどのように変動したかを表しています。剰余金には、資本剰余金と利益剰余金があり、資本剰余金は、資本取引から生じるもので、利益剰余金は、損益計算書上の利益の額によって得られるものとなります。計算書の一番上の段に、前年度末の残高を記載しています。次の前年度処分額が、令和3年第3回定例会で議会の議決により処分を行った額になります。内訳は、企業債償還の財源に充てるための減債積立金が2,000万円、医療機器の購入や施設整備に充てるための建設改良積立金が7,000万円、資本金への組み入れが1億円となっています。この結果、繰越利益剰余金は、1億13万8,992円となっています。計算書の中段からは令和3年度の変動額になります。令和3年度は、純利益が5,984万5,417円となっており、前年度の繰越利益剰余金を合わせた未処分利益剰余金の額は、1億8,498万4,409円となっています。次に、7ページ、8ページの貸借対照表をお開きください。貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものになります。資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、負債・資本は、資産がどのようにして得られたかを示しています。まず、7ページの資産の部の1. 固定資産については、有形固定資産の合計額は43億6,678万539円となりました。内訳については、決算書21~22ページの固定資産明細書に掲載しています。次に、2. 流動資産については、合計額は33億4,327万8,999円で、うち現金預金は21億5,847万6,515円となっています。また、未収金は11億8,554万8,484円で、貸倒引当金は84万6,000円となっています。この未収金の内訳につきましては、決算書16ページの未収金明細書に掲載しています。以上により、資産の合計は77億1,005万9,538円となっています。次に、8ページの負債の部を御覧ください。まず、3. 固定負債は、建設改良費の財源に充てるために起こした、1年以降に償還期限が到来する企業債が8億7,483万9,977円となっています。次に、4. 流動負債は、令和4年度中に償還期限が到来する企業債が1億3,208万8,821円、未払金が8億4,210万9,780円、引当金の義務化に伴う賞与等引当金が227万円、預り金が426万4,000円、その他流動負債10万円で、流動負債の合計額は、9億8,083万2,601円となっています。次に、5. 繰延収益は、減価償却を行うべき固定資産の取得に際し、補助金等の交付を受けた場合、その交付された金額を長期前受金勘定により整理したものになります。この補助金等により取得した固定資産の減価償却や除却を行う際に、その償却見合い分を順次収益化したものが、損益計算書に長期前受金戻入として計上されることとなります。令和3年度は、長期前受金が10億7,778万3,185円、長期前受金の収益化累計額が、5億2,363万1,706円となり、繰延収益の合計は5億5,415万1,479円となっています。なお、損益計算書の長期前受金戻入の額は、3,609万9,295円となりました。以上により、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債の合計は、24億982万4,057円となっています。次に、資本の部の6. 資本金を御覧ください。令和3年度は、資本金への組み入れが1億円あり、18億8,393万2,652円となっています。次に、7. 剰余金は、資本剰余金が9億2,131万8,420円、利益剰余金は、減債積立金が10億2,000万円、建設改

良積立金が12億9,000万円、当年度未処分利益剰余金が1億8,498万4,409円の、合計24億9,498万4,409円で、剰余金の合計は34億1,630万2,829円となりました。以上により、資本金と剰余金の合計額は53億23万5,481円となり、負債と資本の合計は77億1,005万9,538円となりました。この額は、7ページの資産合計と一致しております。次に、9ページの注記表を御覧ください。この注記表は、重要な会計方針に係る事項や貸借対照表に関することなどを記載したものになりますので、後程御確認をお願いします。以上、ここまでが決算書の決算書類に関する説明となります。引き続き、決算附属書類について御説明いたします。10ページから16ページは、病院事業会計報告書になります。主なものを、説明させていただきます。10～11ページは、病院事業の概況を記載しています。これまでの説明と同様の内容になりますので、後程御確認ください。次に、12ページを御覧ください。病院事業の業務内容を記載しています。②入院につきましては、年間の入院患者延数は7万3,782人、1日平均202人となりました。入院患者数は、前年度と比べ2,995人の減となりました。収益は、1億3,476万2,747円の減になっています。次に、③外来につきましては、年間の外来患者延数は7万1,223人、1日平均294人となりました。患者数は、前年度と比べ8,234人の増となり、収益は1億8,075万8,239円の増となりました。次に、13ページを御覧ください。税抜きの事業収入及び事業費用の内訳になります。事業収入は3億3,136万2,364円の増、事業費用は3億1,436万5,606円の増となっています。事業収入につきましては、医業外収益が2億7,937万6,938円の増となっており、主な理由といたしまして、補助金が増加したことによります。事業費用につきましては、医業費用の経費が2億7,295万3,763円の増加となっており、主な理由といたしまして、管理委託料と交付金が増加したことによります。この管理委託料は、指定管理料で主にPCR検査等の委託業務が増加しており、それに伴い委託費が増加しています。また交付金は、医療センター職員の人件費相当分に当たるものであり、令和3年度は、前年度と比べて8名増加しており、それに伴い給与費等が増加しています。次に、14、15ページは、契約の内容や企業債の概況について掲載しています。委託契約につきましては、霧島市立医師会医療センター改築工事实施設計業務委託契約や霧島市立医師会医療センター建設工事实施設計技術協力業務委託契約を締結しています。また、医療機器につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、人工呼吸器や気管支鏡などを導入しました。次に、16ページは、未収金及び未払金の明細書です。未収金につきましては、国庫補助金が9,008万8,958円となっています。また、実施設計業務委託に係る企業債が1億8,810万円となっています。次に、17ページは、キャッシュ・フロー計算書になります。キャッシュ・フロー計算書は、損益計算書や貸借対照表ではわからない資金の出入りの情報を開示するものになります。なお、病院事業会計では、損益計算書の純損益に必要な調整項目を加減して表示する間接法による表示を行っています。令和3年度末の資金残高は、21億5,847万6,515円になりました。18ページから20ページが収益費用明細書及び資本的収支明細書になります。21、22ページは、固定資産明細書23、24ページは、企業債明細書になります。詳細の説明は、省かせていただきますので、後程御覧ください。以上、24ページまでが、病院事業会計決算書になります。その他に、別冊で決算参考資料を添付しています。決算の概要、補てん財源一覧表、消費税計算書など、令和3年度決算に関する詳細な資料を掲載していますので、後程御確認をお願いいたします。以上で、令和3年度病院事業会計決算についての説明を終わります。御審査の程よろしくをお願いいたします。続きまして、議案第85号令和3年度霧島市病院事業会計の剰余金の処分について御説明を申し上げます。令和3年度末において、資本金の残高は18億8,393万2,652円、資本剰余金の残高は、9億2,131万8,420円、未処分利益剰余金の残高は、1億8,498万4,409円となっております。このうち、未処分利益剰余金を8,500万円処分することについて、議会の議決を求めるものであります。内訳としましては、資本的収支の不足額の補填に使用した、建設改良積立金の取崩し額2,500万円を資本金へ組入れ、減債積立金へ1,000万円、建設改良

積立金へ5,000万円それぞれ積み立てることとしております。処分後の残高は、資本金が19億893万2,652円、資本剰余金は9億2,131万8,420円、令和4年度への繰越利益剰余金が9,998万4,409円となります。以上で、霧島市病院事業会計の剰余金の処分についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

質疑という扱いではないかもしれませんが、今の決算書の最後に決算参考資料をつけていただいています。この中の18ページに、御丁寧に普通預金のコピーをつけていただいているんですが、この中に、個人名やらも記載がございます。これは、残高証明なり何なり、ほかの手法で表現できるのではないかなと思いますので、今後についてお願いしたいと思います。

○健康増進課長（小松弘明君）

これについてはまた、個人名とかがわからないような形で計上したいと思います。

○委員（平原志保君）

医師会医療センターの中にあります、学童保育と保育園、あそこは、経営は、どこが入るんですか。敷地内にあるわけですけども。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

医療センターの敷地内に竹の子保育園として今運営してまして、霧島医療センターの職員向けの学童保育ということで医療センターのほうで運営しているということになります。その辺の収支につきましては、決算参考資料の15ページをお開きください。医業外収支ということに、託児収入と託児経費ということで計算させていただいております。

○委員（前川原正人君）

口述の中で、4ページですが、事業費用の部分で、委託管理料は指定管理料で主にPCR検査等の委託業務が増加しており、それに伴い委託費が増加したということなんですけれど、これは、要は、医師会医療センターが委託をしたという理解でいいんですか。

○健康増進課市立病院管理グループサブリーダー（吉永容一君）

この管理委託料につきましては、パソラボという、民間業者のほうに検査を委託しております。

○健康増進課長（小松弘明君）

補足いたします。今、パソラボっていうところに委託してるということですけども、そこに委託件数、病院事業内でも、スタッフの検査とかしますんで、件数がふえたということになります。

○委員（前川原正人君）

次の口述の5ページの中で、令和3年度が1番今までの中で、コロナウイルス感染症が社会問題化して、どこも大変だったという背景があるわけですけど、その中でこの5ページの中で人工呼吸器を導入したと。エクモとかそういう部類のやつではなくて、一般的な人工呼吸器という理解でいいんですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

委員がおっしゃるように一般的な人工呼吸器であります。エクモとかになりますと、やはり、鹿児島大学とか、そういうところでないと、スタッフの人員とかそろえられないので、一般的なものとなっております。

○委員（前川原正人君）

参考資料、病院決算の中の、次の決算附属書類の中の病床利用率が80.9%に下がったという報告があるわけですが、これはやっぱり、コロナ禍による利用率の低下と、もうそれだけなのか、ほか

の要因もあるのかお示しいただけますか。

○健康増進課長（小松弘明君）

この病床使用率につきましては、コロナ禍におきましてコロナ患者の受入れもしているということで、あと医師会医療センターが重点医療機関として感染者を入院させる指定病院にもなってますので、その関係で一般の方の病床使用率が下がったという形になってます。コロナの感染者が入らない場合でも、ベッドを確保しておかないといけないもんですから、その分空いてる期間は、受入れができないということで、このような数字になったと理解しております。

○委員（前川原正人君）

それはコロナ禍でなくてもある一定程度病床を確保するという理解できるわけですけど、この1番上の病床数を見ると、感染症病床で四つですと。これは必ず確保しなければならないですよということが、一つの指標にはなってると思うんですが、これも、以前指摘をしたことがありますけれども、この4床についても、相部屋の4床ではなかったのかということも指摘、今までであったわけですがこれは全て孤立をした病室ということでもよろしいですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

現在この感染症病室が4床があるのが、緩和ケア病棟とあって、別棟にあるかと思うんですけども、そこで、通常でありますと、2床室を2部屋使って感染症病床としておりますが、このコロナの状況におきましては、そこは相部屋にするわけにはいきませんので1人部屋で使っているという状況です。

○委員（前川原正人君）

4床感染症病床を確保したということは、要は、四つの部屋を確保したという、そういうことでよろしいわけですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

通常であれば4床になります。ただ県のフェーズで、またそれ以上にコロナ感染が多くなりますと、県からの要請で、そこを4床、20床、多いときで43床とか、そういった形になるというふうに聞いてございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点確認は、いわゆる医師会医療センターの場合、国立病院から隼人町が移譲を受け、それで合併して霧島市ということで政策的な部分もあるわけですけども、今回のこの書類の中で、その病床当たりの支出金がございますよね。その部分というのはどこの部分になりますか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

空床補償という意味の御質問ということですか。

○委員（前川原正人君）

1病床に対して支出金が入ってきますよね。国の補助金が入ってきますよね。1床当たり幾らというのは、それはどこの部分になりますか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算参考資料の7ページをお開きください。こちらに一般会計からの病院事業会計への負担金ということでお示ししてございます。1床あたりにつきましては、中ほどの表の病床数というところがございますが、1床辺り、昨年、令和4年度でいきますと、73万5,000円の交付税措置がされているということでございます。

○委員（前川原正人君）

ここの金額というのは全くもうずーっと一緒なんですか。もう変化することはないんですか。多ければ多いほど、会計的には楽をするんですけど、これずっと一定への金額という理解でよろしい

ですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

これにつきましては毎年変わります。例えば去年でいきますと72万円ぐらい【同ページ訂正あり】だったと、記憶してございます。

○委員外議員（宮田竜二君）

決算書13ページを見て質問ですけど、医業収益から医業費用を引くと4億5,000万円ほど赤字になってるという認識で、令和2年度は2億円ちょいの赤字で赤字がふえてますよね。その赤字は今回、口述にもあるように、補助金がふえてるんで、収支上はプラスになってるんですけども、医業外収益で補助金が上がってるんでトータルで、プラスになってるんですけど、医業だけでいくと、赤字がふえてきているんですね。それが見たらやっぱり経費が上がってるのかなあと思うんですけども、なぜ、医業収益の赤字がふえてきているのか教えてください。

○健康増進課市立病院管理グループサブリーダー（吉永容一君）

経費の件ですけども、医師の増加に伴いまして、職員の給料が増加しておりまして、大きい原因としましてはそこで費用がふえているということになっております。

○委員外委員（宮田竜二君）

医師給与費はまた別なんですよね。確か給与費のところは別なんでしょうか。

○健康増進課市立病院管理グループサブリーダー（吉永容一君）0

医師の給料につきましては、診療交付金として、市のほうからお支払いをしております、そこで、費用として計上されております。

○委員外委員（宮田竜二君）

もう1件、医業費用の中で気になっているところが、資産減耗費っていうのが、令和2年度は55万円ぐらいだったのが、900万円ぐらいに増えてるのは、これは何なのか教えてください。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

この資産減耗費は、固定資産の除却費になりまして、令和3年度は、MR Iと患者監視装置、そういった大きな機器を、除却したので、そのためこの金額がふえているということになります。

○健康増進課長（小松弘明君）

先ほど前川原委員の質問の中で、交付金の単価を3年度が73万5,000円、前年度は72万円ぐらいだったというふうに答えましたけども、実際は、74万5,000円ですので、訂正しておきます。

○委員（有村隆志君）

市から補助金として、お医者さんの支援金という形では、1人当たり幾ら支払っているんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

決算参考資料の7ページをごらんください。こちらの中ほどに、政策医療に要する経費ということで、昨年度5,650万円あるんですけども、こちらが、救急の担当の医師及び小児科の担当の医師に対する補助、一般会計からの負担金ということになっております。人数でいきますと、2.5名分になると思います。

○委員（有村隆志君）

8時から診てもらってる医療費のことですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

政策医療に要する経費は、地方交付税の措置がない分ですので、純粹に一般会計からの負担というふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

確認ですけども、それ以外は支援してない。一般会計から繰入れをしてないということですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

はい、地方交付税措置以外の分についてはありません。

○委員（有村隆志君）

国から各市町村が持って病院に対して補助金が出てると思う。それは全額今入ってるということ
でいいですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

病院の経営に関して交付税措置はありますけど、それ以外の補助金っていうのはないと考えてお
ります。

○委員（有村隆志君）

病院会計に入れてるかどうかっていうこと。

○保健福祉部長（小倉正実君）

ただいま課長のほうが申し上げましたとおり、病院運営に際しての国からの交付金等については
ありません。そのため、一般会計でも当然受けておりませんし、病院事業会計でもそれを受けてい
るということはありません。ただ、昨年等々については、コロナの関係の分についての交付金とい
うのが、特別に措置されておりますので、その分につきましては、病院事業会計のほうで直接受け
てる形になります。

○保険年金課長（宮永幸一君）

国保特別会計のほうの平原委員の質疑の不足分を答弁させていただきたいと思います。決算に係
る主要な施策の成果の143ページの看護師による訪問指導で表記がありました。実際のこの重複頻回
の受診者等の訪問の抽出につきましては、県の国保連のデータを抽出を大体毎月下旬に行いまして、
その中からまず、同一月内で同一疾病が、レセプトで3万円以上ある場合とか、あと頻回のほうで
は、同一月内に、同一の医療機関で、診療日数が15日以上ある場合とか、そういう条件をまず出し
て、3年度の抽出したリストとしては、まず、重複頻回受診者のほうが、年間で3,997名、重複服薬
者が2,382名、柔道整復の受診者のほうが75名ということです。今度はその中から、自宅を訪問する
対象者を抽出するんですけども、まずは訪問の機会をまず調整できる方でないといけないとできま
せんので、そういうので、まず連絡がとれないと駄目だと。となると、今度は訪問ができないよう
なパターンとしたら、前回は行って聞き取りで、問題がないというような方々もリストアップされる
ので、その方とかはもう重ねて訪問しない。逆に、入院をされてらっしゃる方とか、あと逆に苦情
じゃないですけど、病院に行っているのだから、あなた方が文句を言うなというような形で訪問を
拒否されたりとか。実際その次訪問しようとした時点では、お亡くなりになってる方とか、そうい
う方々もいらっしゃいますので、そういう方々をまた外していった形で、そういう調整なんかをす
る上でどうしても、日数がかかりますので、そういうことで、重複頻回受診者等については、年間
の訪問の目標としては、100名ということで、今、行っている状態でございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第84号及び議案第85号の質疑を終わります。以上で、本日予定し
ておりました審査を全て終了いたしました。次の審査は、明日月曜日の9時から行います。本日は
これで散会します。

「散 会 午後 3時22分」